

2026年5月29日

総代の皆さまへ

大阪府中央区城見1丁目4番35号
住友生命保険相互会社
取締役 代表執行役社長 高田 幸徳

2026年定時総代会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社2026年定時総代会を下記のとおり開催いたします。ご多用中誠に恐縮ながら万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数ながら、添付の総代会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2026年7月1日（水曜日）午後5時までに当社に到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日時 2026年7月2日（木曜日）
午前10時00分から

2. 場所 大阪府中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2F「鳳凰の間」（案内図同封）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 2025年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 審議委員会審議事項報告の件

決議事項

- 第1号議案 2025年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 社員配当金割当ての件
- 第3号議案 取締役12名選任の件

以上

◎事業報告、計算書類、連結計算書類および総代会参考書類に記載すべき事項を本定時総代会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.sumitomolife.co.jp>）に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

添付書類

1. 2025年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

2025年度のが国経済は、物価上昇の影響を受けつつも、賃上げを始めとする雇用・所得環境や企業収益の改善等を背景に緩やかに成長した一方、地政学リスクや各国の通商政策等を巡る国際的な不透明感が意識される状況となりました。

国内株式は、良好な企業決算に加え、業績拡大への期待や世界的な景気減速懸念の後退等を背景に上半期末にかけて大きく上昇しました。その後、2026年2月の国政選挙の結果を受け、政策運営の安定への期待から更に上昇し、日経平均株価は過去最高値を更新しました。国内長期金利は、日本銀行による継続的な利上げの見通しなどを背景に、上昇基調で推移しました。外国為替相場は、年度前半に米国の相互関税政策の発表により大幅にドル安が進行した後、同政策を巡る不透明感が後退したことや、日本で財政政策・金融政策とも拡張的な運営が行われるとの見方が強まったことなどから円安が進みました。

<事業の経過及び成果>

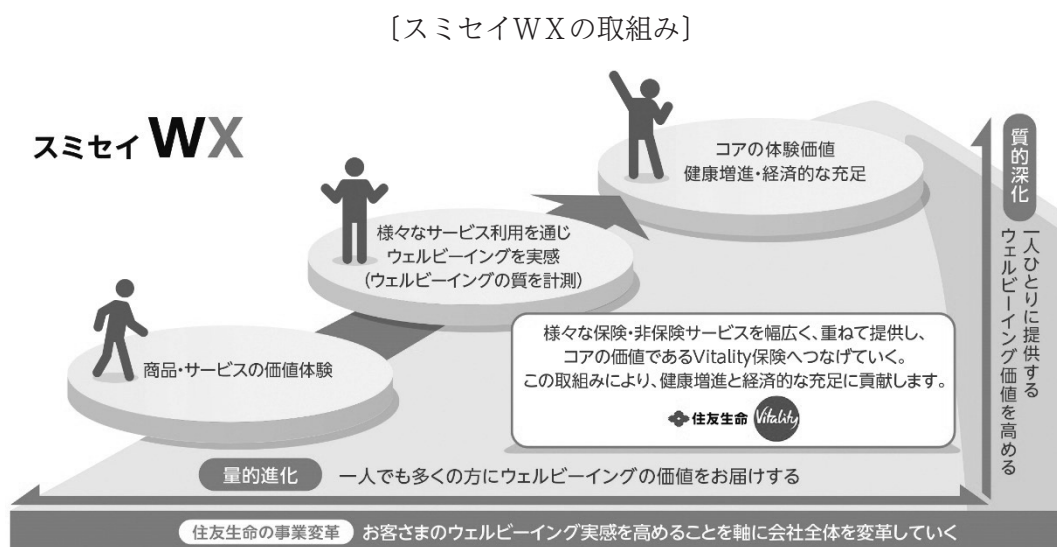
当社は、「住友生命グループVision2030（以下、「Vision2030」）」において、グループのありたい姿として「ウェルビーイング^{*1}に貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を掲げています。

「Vision2030」の実現に向け、2023年度にスタートした3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2025」では、サステナビリティ重要項目の取組みを進めるとともに、「ウェルビーイングデザインへの進化」「新規領域でのイノベーションの実現」「収益構造改革」「グループ戦略」の4つの取組みに注力しました。また、これらの取組みを確実なものとするための推進エンジンとして、「人財共育」および「デジタル&データ」への対応を進めるとともに、よりよい企業風土の醸成や事業リスク対策に取り組みました。

2025年度は、「スミセイ中期経営計画2025」の最終年度として、お客さまや社会からの信頼・信用に応えるため、事業活動の「礎」となるお客さま本位の業務運営の更なる徹底やコンプライアンス・マインド等のグループ役職員一人ひとりへの再浸透に取り組みました。そのうえで、国内外の社会経済情勢の変化への対応を進めるとともに、当社が提供するウェルビーイングの価値を様々なサービスを通じて体験いただき実感を高める「スミセイWX（ウェルビーイング・トランスフォーメーション）」の取組みに注力しました。特に、取組みの核となるウェルビーイングの「可視化」を通じた価値創出を進めるため、独自のウェルビーイング指標

*1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

として「スミセイ版健康寿命^{※2}」および「ウェルビーイング実感^{※3}」を開発しました。測定した結果の提供や分析を通じて、お客さまの行動変容の後押しや、取組み・サービスの改善につなげてまいります。

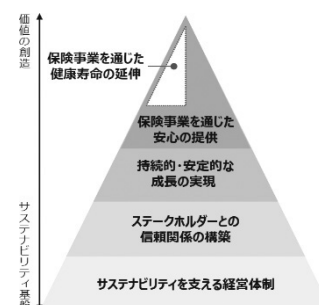


(サステナビリティ重要項目の推進)

当社は、経営方針に基づき、サステナビリティ経営を推進するうえで重要となる5つの項目を「サステナビリティ重要項目」として定めており、2025年度も引き続き“住友生命「Vitality」”^{※4}を通じた健康長寿社会への貢献や社会・環境課題の解決等に取り組ましました。

特に、社会・環境課題の解決に関しては、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、これまで当社単体で設定していた資産ポートフォリオにおける温室効果ガス（GHG）2030年中間削減目標の対象範囲を国内グループ会社^{※5}に拡大するとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づき人権への取組みを推進し、人権デュー・ディリジェンスの高度化や人権啓発研修等を行いました。

社会貢献活動の取組みとしては、「健康増進」、「子育て支援」、「地球環境の保護」を重点分野とした活動を実施しました。また、未来を担う将来世代への取組みとして、金融リテラシー等に関する出前授業の提供を拡大し、すべての都道府県で実施に向けたプロジェクトを開始しました。



[サステナビリティ重要項目]

※2 国が公表する健康寿命とは異なり、企業単位で把握できることに加え、毎年の計測が可能である点、ならびに健康寿命延伸に向けた課題の把握につなげられる点に特長があります。既往歴、健康診断結果、生活習慣等のデータをもとに算出しています。

※3 主観的かつ包括的な指標として、国際的にも活用されているOECDの主観的ウェルビーイング測定の考え方を踏まえた設問により、お客さまが自らの人生や日常をどのように感じているかを捉え、当社の取組みやサービスがそこにどの程度貢献しているかを把握することを目指します。

※4 “住友生命「Vitality」”は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。また、Vitality健康プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitalityスマート」も提供しています。

※5 資産ポートフォリオの2030年中間削減目標の対象は「住友生命+メディケア生命」としています。

(ウェルビーイングデザインへの進化)

従来の保険のコンサルティングを中心とした商品・サービスの提供を、保険以外の領域も含めたサービスを総合的に提供する「ウェルビーイングデザイン」へと進化させることを通じて、お客さまの充実した暮らしを支え、これまで以上に地域に根付き、お客さまに寄り添い続けることができる会社の実現に取り組みました。



営業職員チャネルでは、お客さま一人ひとりに最適なウェルビーイングをお届けするため、AIを活用したロールプレイングシステムの導入・レベルアップ等を通じた顧客対応力の向上を図り、お客さまの課題やニーズに寄り添ったコンサルティングを提供しました。

“住友生命「Vitality」”に関しては、引き続き多様な趣向に対応する特典（リワード）の充実や、日々の健康増進活動を後押しするポイント獲得基準の改定などの対応を進めるとともに、加入後の丁寧なサポートやアフターフォローを推進しました。さらに、より多くのお客さまの健康増進活動への貢献に向け、異業種企業やパートナー企業と連携してVitality健康プログラムを提供する取組みも進めており、Vitality会員数は2025年度末時点で241万名と多くのお客さまに好評いただいています。

保険商品の充実としては、人生100年時代におけるお客さまの資産形成ニーズに応えるため、一時払終身保険の予定利率を2025年7月に、平準払個人年金保険「たのしみワンダフル」および学資積立保険「たのしみキャンパス」等の予定利率を同年10月に引き上げたことに加え、米ドル建積立保険「ドルつみ Vitality」を2026年1月に発売しました。「ドルつみ Vitality」は日々の健康増進活動に応じて受取額を増やせる、資産形成と健康増進に一体的に取り組むことができる業界初^{※6}の仕組みを備えた生命保険です。本商品の提供を通じ、お客さまのファイナンシャル・ウェルビーイングに貢献してまいります。

さらに、業務提携を通じて営業職員が提供可能な商品ラインアップを拡充しており、エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険に加え、2025年9月にアニコム損害保険株式会社のペット保険の取扱いを開始し、生保・損保一体となったお客さまのウェルビーイングへの貢献に努めました。

サービス面では、「人ならではの」価値に「デジタル」を融合することで、お客さまの状況に応じたサービス提供・体験価値向上を目指しています。引き続き「スミセイ未来応援活動」^{※7}を通じてお客さまに寄り添ったアフターフォロー活動に注力するとともに、更なる利便性向上を図るため、「スミセイダイレクトサービス」^{※8}における対象手続きの拡大や、給付金請求手続きに関するデジタルの取扱い範囲を法人契約に拡大する等の取組みを行いました。

※6 2025年9月時点 住友生命調べ

※7 定期訪問等を通じてお客さまに加入内容を十分に理解いただくとともに、現在も最適な保障になっているかを診断（コンサルティング）する活動です。

※8 インターネットで簡単に入金取引・各種手続き・契約内容照会を利用できるサービスです。

代理店チャンネルでは、お客さま本位の良質なサービス提供が重要であるという認識のもと、多様化するニーズや環境変化に的確に応えるための商品をフルラインで取り揃えるとともに、2025年8月の監督指針改正の趣旨も踏まえ、引き続き販売・管理態勢のレベルアップに取り組みました。

国内子会社における取組みについては、メディケア生命保険株式会社（以下、メディケア生命）にて、医療保険を中心とした商品を保険ショップ等に供給し販売を推進しており、がんへの保障ニーズを踏まえ、所定の自由診療等を保障する「がん自由診療特約」を2025年4月に、一生涯のがん医療保障を備えた一時払がん医療終身保険「メディフィット一時払終身+がん」を2026年2月に発売しました。

アイアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応した機動的な商品開発に努めるとともに、プラットフォーマーや異業種等と連携したデジタル保険を提供しています。

保険ショップを展開する、いずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、引き続きお客さまの比較検討ニーズに応える的確なコンサルティングに努めました。

ホールセールでは、多様化・複雑化する社会環境における企業・従業員の幅広いニーズに応えるため、総合的な企業福祉制度の実現のサポートを進めており、団体保険分野において、社会的なビジネスクエアラーの増加等を背景に、団体3大疾病保障保険に付帯可能な介護関連サービス「あすのえがお for Biz」を2026年1月に導入したほか、団体年金分野において近時の金利上昇等を背景に一般勘定^{※9}の引受けを10年ぶりに再開しました。また、企業の健康経営に対する関心の高まりを踏まえ、従業員の健康増進活動を後押しする企業向けサービス「Vitality福利厚生タイプ」の更なる魅力向上に取り組み、同商品に関する各種情報や機能・コンテンツを一元化することで企業主導の健康施策を強化するサービス「Vitality福利厚生タイプ総合プラットフォーム」の提供を同年3月に開始しました。

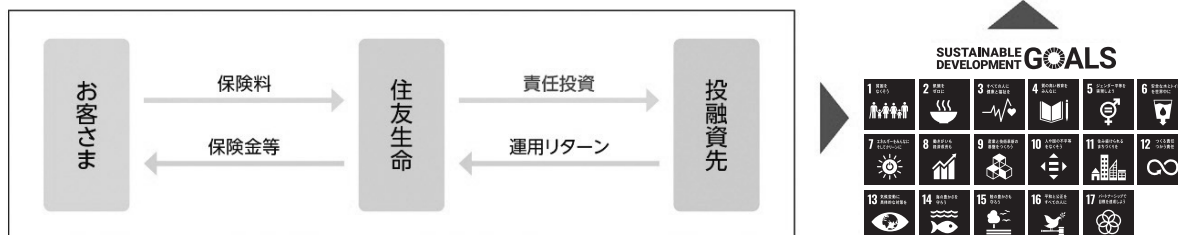
地方創生等に貢献することを目的とした全国の自治体連携の取組みでは、地域住民の健康づくりに向けた行動変容を促すべく、Vitality健康プログラムの一部を一定期間無償で提供する「Vitalityウォーク」を展開しています。目標としていた100自治体での実施を2026年1月に達成するなど、地域に根付いたウェルビーイングサービスの提供を進めました。

また、お客さまのファイナンシャル・ウェルビーイングへ貢献する観点から、NISAやiDeCoといった保険以外の領域も含めた総合的な金融コンサルティングの取組みを進めています。「ファイナンシャル・オフィス」を4都府県に拡大し、高度な金融リテラシーを持つ人財の育成や金融商品の販売スキルの強化、新たなマーケットの創出に取り組みました。

※9 契約者から払い込まれた保険料を生命保険会社が資産運用する際の区分です。契約者が運用リスクを負う特別勘定とは異なり、一般勘定では生命保険会社が運用リスクを負い、契約者の元本と予定利率を保証しています。

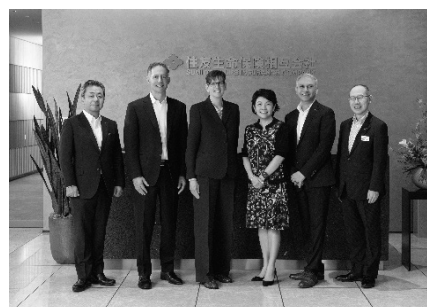
〔「責任投資」の取組み〕

「住友生命グループVision2030」で目指すウェルビーイングへの貢献に向けた「社会的価値」を創出



海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで、国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ること等を基本方針としています。

北米において、Symetra Financial Corporation（以下、シメトラ）によるDearborn Life Insurance Companyの団体生命・就業不能保険事業の買収支援のため2025年8月に9億米ドル（約1331億円）の増資を行い、シメトラの市場プレゼンスや収益性・事業効率の向上等を見込んだ対応を進めるとともに、アジアにおいては、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.（以下、シングライフ）の事業拡大を図りました。また、グループシナジーの発揮に向け、当社およびシメトラ、シングライフの3社による合同会議「3Sサミット」を2025年10月に開催し、「共通のビジョンと戦略的な協力に向けた共同声明」への合意を通じて、グローバルウェルビーイングの実現に向けた連携強化に取り組みました。



（人財共育）

ウェルビーイングに貢献し、持続可能な未来を実現していくための根幹である「人の価値」を高めることが重要であるとの認識のもと、職員一人ひとりのウェルビーイング実現に向け、人財戦略の基礎となるコンピテンシー運営を進めるとともに、若手職員から中堅職員までを対象に、リーダーシップやマネジメント力・専門性の習得・実践に向けたアカデミー機構の設立等を行いました。また、職員のウェルビーイングをサステナブルなものにするため、働き方改革、DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）、健康経営の取組み等を推進するとともに、職員一人ひとりの自律的・主体的なキャリア形成を後押しする観点から、年功的な職能資格制度から「担う役割」と「役割発揮」に対する処遇を拡大する制度改正を進めました。

（デジタル&データ）

人の力だけでは実現できないことをデジタルとデータで補完して新たな価値を提供することを目指しており、デジタル・データ活用を商品開発や営業職員向けロールプレイングシステムの導入、Vitality健康プログラムのレベルアップ等の各取組みにおいて促進することでその効果の最大化に努めました。

加えて、データから価値を引き出し、お客さまや社会への還元を進めていくことが重要であるという認識のもと、医療ビッグデータ等を活用し健康・生活習慣と熱中症の関係性を明らかにした「熱中症白書」の公表や、Vitality健康プログラムへの継続的な加入が長期的な歩数増加につながることを示した国際論文の発表等を行いました。

(よりよい企業風土の醸成・事業リスク対策)

当社グループのサステナビリティを高めるため、よりよい企業風土の醸成および事業リスク対策の検討を進めました。

よりよい企業風土の醸成に向けては、事業活動の「礎」として、「信用・信頼」「誠実さ」「お互いの尊重」を当社グループの全役職員が持つべき共通のマインドであることを改めて徹底し、職員一人ひとりの高い職業倫理感の醸成に取り組みました。また、営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理体制の更なる高度化やモニタリングの強化等、不祥事案の未然防止に向けた取組みを継続して実施するとともに、代理店チャネルにおける当社出向者による不適切な手段での代理店内部情報の取得事案を踏まえ、管理態勢の強化や教育・指導の再徹底に取り組みました。

事業リスク^{※15}については、リスクの洗出しと特定を行って定期的にモニタリングを実施するなど、PDCAサイクルに則した事業リスクの管理に取り組みました。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、一層強固な財務基盤を構築するため、米ドル建劣後特約付社債の発行により、2025年9月に12億米ドル（1777億円）を調達しました。また、財務の健全性確保に向けた自己資本の充実・態勢整備を進めるとともに、リスク対応力強化とのバランスを踏まえつつ契約者配当による還元の充実に取り組みました。保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、2025年度末の経済価値ベースのソルベンシー規制^{※16}の導入後も引き続き十分な水準を確保する見込みです。

経営管理面では、経営方針に基づいた消費者志向経営を推進しており、お客さまの声や社会の要望を経営に活かす態勢を整備するとともに、ガバナンスの更なる充実に向け、より広く多様な意見を経営の中に取り込んでいく観点から、総代候補者の一部について立候補制を導入する定款改正を行いました。

※15 人口減少や気候変動といった環境変化への対応が不十分となり、当社のビジネスモデルにおける強みが損なわれ、「Vision2030」や経営計画の達成を阻害するリスクです。

※16 契約者保護、保険会社のリスク管理の高度化、消費者・市場関係者等への情報提供等を目的に2025年度末から導入される新たな資本規制です。新規制の導入にあたりソルベンシー・マージン比率の計算基準が変更され、資産・負債を経済価値ベースで評価する枠組みとなっています。

（業績の概況）

2025年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、“住友生命「Vitality」”および円建一時払終身保険の販売増加等により前年度比19.2%増の1147億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比2.9%増の728億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.1%減の2兆2297億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率^{※17}については、13月目継続率で97.6%（前年度末比0.8ポイント増）、25月目継続率で92.4%（同0.6ポイント減）となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は32兆5036億円（前年度末比1.8%減）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆7795億円（同0.9%増）となりました。

【個人保険および個人年金保険】

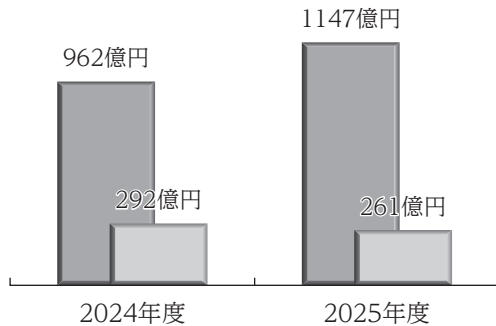
・年換算保険料

	2025年度	前年度比
新契約	1147億円	19.2%増
うち生前給付保障+医療保障等	261億円	10.5%減

	2025年度末	前年度末比
保有契約	2兆2297億円	0.1%減
うち生前給付保障+医療保障等	5663億円	0.2%増

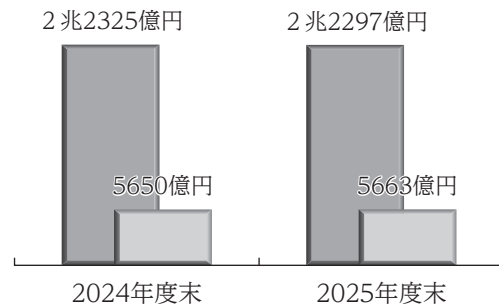
- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

・新契約年換算保険料



■新契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

・保有契約年換算保険料



■保有契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2025年度	前年度比
新契約（グループ全体）	4893億円	19.4%増

	2025年度末	前年度末比
保有契約（グループ全体）	3兆9518億円	7.6%増

- (注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラ、シングライフの合計額です。
2. 住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険の合計額です。
3. シメトラ、シングライフの決算日は12月31日です。

※17 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率 募集対象年月：2023年11月から2024年10月まで）、25月目（25月目継続率 募集対象年月：2022年11月から2023年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

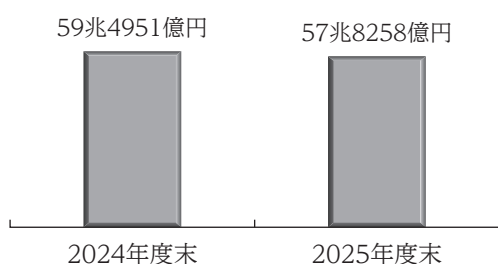
・保険金額

	2025年度	前年度比
新契約高	1兆6179億円	48.3%増
減少契約高	3兆2872億円	14.5%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
 2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

	2025年度末	前年度末比
保有契約高	57兆8258億円	2.8%減

・保有契約高（保険金額）

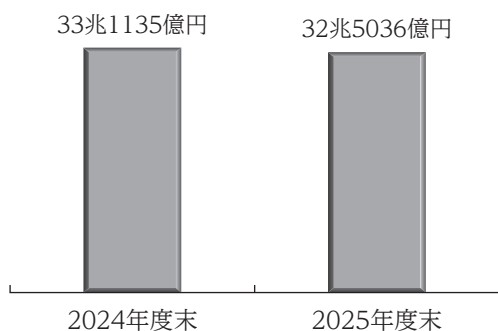


【団体保険および団体年金保険】

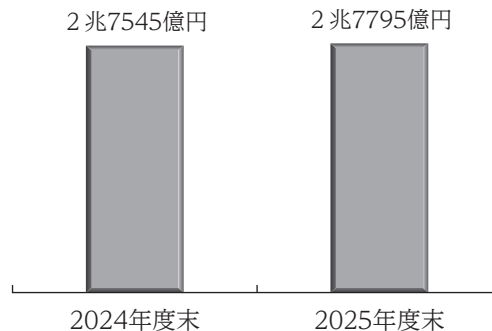
		2025年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	32兆5036億円	1.8%減
団体年金保険	保有契約高	2兆7795億円	0.9%増

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

・団体保険保有契約高



・団体年金保険保有契約高



(収支・資産等の概況)

2025年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆3031億円（前年度比8.2%増）、資産運用収益が1兆5169億円（同25.0%増）、支出面では、保険金等支払金が2兆6570億円（同25.7%増）、資産運用費用が7543億円（同2.6%増）、事業費が3570億円（同2.5%増）となりました。こうした結果、経常利益は649億円（同33.6%減）となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、当期純剰余は833億円（同3.1%減）となりました。

また、当期末処分剰余金は805億円（前年度比5.2%増）となりました。

基礎利益については、円建一時払終身保険の販売増加に伴い初期費用が増加した一方、国内株式等の配当の増加や為替ヘッジコストの減少等により3500億円（前年度比2.8%増）となりました。

年度末の総資産については37兆6560億円（前年度末比2.5%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備え、法令の定めに基づいて責任準備金を積み立てており、その額は年度末で28兆6872億円（前年度末比0.2%減）となりました。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2025年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2025年度	前年度比
経常収益	5兆9741億円	14.7%増
経常利益	66億円	90.2%減
親会社に帰属する当期純剰余	258億円	45.9%減

グループ基礎利益	4081億円	2.8%増
----------	--------	-------

	2025年度末	前年度末比
総資産	51兆5774億円	5.6%増

(注) 1. シメトラにおいて当連結会計年度からFASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス—保険契約」が適用されたことに伴い、前年度比・前年度末比は遡及適用後の計数を用いて算出しています。

2. グループ基礎利益は、住友生命・メディケア生命の基礎利益、シメトラ・シングライフの税引前利益、バオベトHD・BNILライフ・PICC生命の税引前利益の当社持分相当額を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しています。

なお、各社の利益がより適切に反映されるよう、2025年度からグループ基礎利益の算出方法を一部見直し、2024年度数値にも遡及適用しています。

<対処すべき課題>

「スミセイ中期経営計画2025」では、「Vision2030」の実現に向けた軌道を確立する期間と位置づけ、各種取り組みを着実に進めてきました。近時の当社グループを取り巻く事業環境を見ると、国内における人口減少・少子高齢化の進行や「金利のある世界」への移行、海外の経済情勢不安定化など一層厳しさを増していくものと認識しています。加えて、AIをはじめとする急速な技術革新による、価値観や顧客接点、業務プロセス、競争環境等への大きな変革が予想されます。



また、金融機関における不祥事案が相次ぐ中、事業活動の「礎」としてお客さま本位の業務運営やコンプライアンスを徹底し、社会からの信用・信頼を基盤とした誠実な事業運営を一層進める必要があります。

こうした事業環境の中、いつの時代においても「なくてはならない保険会社グループ」として契約者一人ひとりに寄り添い、支え続ける存在であるためには、従来の保障提供にとどまらず保険の意義を拡大させ、グループベースの取り組みを一層推進することが不可欠であると認識しています。

このような認識のもと、グループ全体での実行力を高めて企業価値向上を図るべく「住友生命グループ中期経営計画2028」を新たに策定し、グループ各社に共通する理念として改めて「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を掲げました。グループ各社が共通の理念と目標を共有し、一体となった経営を推進してまいります。

本中期経営計画の策定にあたっては、「Vision2030」の実現に向けた解像度を高め、その取り組みを一層飛躍させるとともに、次なる10年間の目線である「Next-Decade」を設定し、お客さまに長期にわたり寄り添い続けられる基盤を築いてまいります。

本中期経営計画では、2028年までの3年間で「Vision2030」実現に向けた飛躍のステージと位置づけ、量・質の両面から価値提供の高度化を図ることで、「人生の伴走者」としてステークホルダーのウェルビーイングに一層貢献するとともに、不確実な環境変化の中でも長期にわたる価値提供を支える事業の継続性を確保し、新たな価値の創出を目指します。

そのうえで、当社グループの事業活動がステークホルダーと共に生み出す社会的価値を「ウェルビーイング共創価値」と定義し、その可視化・拡大に取り組むとともに、創出した経済的価値をもとに、「確実な保障の提供」「契約者配当の充実」「商品・サービス提供による顧客体験価値の向上」を進めることで、相互会社の本質である契約者利益の最大化を果たし、将来にわたって安心と豊かな生活をお届けしてまいります。

ウェルビーイングに貢献する「なくてはならない保険会社グループ」
An "indispensable insurance group" that contributes to well-being



〔「住友生命グループ中期経営計画2028」基本方針（概要図）〕

「Vision2030」の実現に向けては、「スミセイWX」の推進により、販売チャネル・プロダクト・サービスを一体で捉えることで、お客さまに最適な形で価値をお届けし、お客さまがその価値を実感し続けられる「体験」へと高めていく事業変革を行い、ウェルビーイングの量・質の両面からの取組みを進めます。

その推進にあたっては、ウェルビーイングを多面的な概念として捉え、経済的・身体的な側面にとどまらず、社会的なつながりまで含めてステークホルダーの「より良く生きる」を支えることが重要であり、ファイナンシャル・フィジカル・コミュニティ・ソーシャル・キャリアという5つの領域におけるウェルビーイングへの貢献に注力してまいります。

「Next-Decade」の観点では、2030年、その先の環境変化も見据え、新たな軸となる価値の検討を進めるとともに、人財価値向上をはじめとした基盤強化を通じ、各事業が持続的に価値を創出していく姿を確立してまいります。

具体的には、持続的に価値を創出するための事業として、「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」「CX・サービス」「資産運用」「海外事業」「新規ビジネス」に注力します。

「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」においては、あらゆる顧客接点において最適な価値提供が可能なチャネル強化とプロダクトの拡充を推進します。特に、提供するプロダクトについては、万が一のリスクへの備えに加え、健康増進やリスクの軽減・予防、さらには日常的な生活に広がる価値の提供に向けた取組みを進めます。「CX・サービス」では、ウェルビーイング指標の測定・分析等を通じてお客さま一人ひとりの状況・状態を把握し、デジタルやAIを活用した迅速・確実・一貫した顧客体験を提供することにより、ウェルビーイングの価値を高めてまいります。「資産運用」においては、健全な財務基盤の確保を前提とした収益力向上に取り組むとともに、資産運用全体を責任投資と位置づけ、社会的価値・経済的価値の創出を積極的に推進します。「海外事業」では、グループを牽引する成長事業として収益基盤の強化を進めるとともに、海外各社の強みを掛け合わせたシナジー発揮を加速し、グループ全体の成長につなげます。

「新規ビジネス」においては、お客さまのライフサイクルに寄り添い、ウェルビーイング実感の向上に資するサービス拡充や既存サービスの品質高度化等に取り組むとともに、収益事業化を進

めてまいります。

これらの事業が持続的に価値を創出するための基盤として、「人財価値向上」「リソースの最適化・効率化」「社会・環境課題への取組み」「財務戦略」への取組みも不可欠と認識しています。特に、「人財価値向上」については、経営戦略に連動した人財戦略のもと、職員一人ひとりの価値向上と人財ポートフォリオの多様化・最適化を両輪とした人的資本経営を推進します。加えて、「人」の価値を最大化し、当社ならではの価値を生み出し続けるための基盤としてA Iを位置づけ、デジタル・A I活用による業務プロセスの変革・人的リソースの重点化に取り組むことで、人の力を最大化し創出する価値をさらに高めてまいります。

これらの取組みを推進し、いつの時代においても「なくてはならない保険会社グループ」であり続けることを目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)
		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
年度末契約高	個人保険	51 0584	47 9709	45 6846	44 4984
	個人年金保険	14 5040	14 2762	13 8104	13 3273
	団体保険	33 3694	33 3182	33 1135	32 5036
	団体年金保険	2 6999	2 7909	2 7545	2 7795
	その他の保険	2658	2848	2757	2684
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		2 2164 29	2 1828 42	2 1295 56	2 3031 64
資産運用収益		1 2030 13	1 3165 80	1 2140 15	1 5169 41
保険金等支払金		1 9631 19	2 0311 01	2 1130 13	2 6570 12
経常利益		618 52	1472 76	976 88	649 05
当期純剰余		1472 04	719 46	860 68	833 83
社員配当準備金繰入額		570 67	583 55	652 82	691 78
総 資 産		35 2981 66	38 2010 01	36 7224 96	37 6560 23

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

《ご参考》当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	4 2222 91	4 3787 69	5 2090 36	5 9741 85
経常利益	393 58	1177 91	676 37	66 57
親会社に帰属する当期純剰余	1199 92	1641 96	477 78	258 48
包括利益	△8265 35	1 0623 08	△913 96	1 1438 65
純資産額	7302 64	1 7848 43	1 6142 31	2 6926 93
総 資 産	42 6324 44	48 1240 26	48 8610 70	51 5774 25

- (注) 1. シングライフにおいてIFRS17「保険契約」が適用されたことに伴い、2022年度は遡及適用後の計数を記載しております。
2. シングライフの企業結合に伴う取得原価の配分が確定したことにより、2023年度は遡及処理後の計数を記載しております。
3. シメトラにおいてFASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス—保険契約」が適用されたことに伴い、2024年度は遡及適用後の計数を記載しております。

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支 社	90	90	0
事 業 部	2	2	0
支 部	1,536	1,532	△4
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,632	1,628	△4
代 理 店	548	558	10

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平 均 年 齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内 務 職 員	10,406	10,427	21	47	17	377
営 業 職 員	31,746	32,258	512	46		

(5) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社	100,000
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達の状況

米ドル建劣後特約付社債の発行により2025年9月に12.0億米ドル（1777億円）を調達しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	29,923
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等

2025年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

a. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	80,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
株式会社PREVENT	愛知県名古屋	医療データ解析および生活習慣病の重症化予防支援事業	2016年7月15日	100百万円	100%
スミセイ・アセット・マネジメント株式会社	東京都新宿区	投資運用業	2022年4月1日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーマネージャー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,258 百万シンガポールドル	100%
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100%

(注) 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

b. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
マイコミュニケーション 株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
日本ビルファンド マネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投 資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
株式会社エージェン トIGホールディングス	東京都新宿区	持株会社	2025年7月1日	397百万円	20.93%
ジャパン・ペンシ ョン・ナビゲーター株式 会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシア ルピア	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227 百万ベトナムド ン	22.08%

(注) 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等7社が子会社、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等16社が子会社及び子法人等、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2025年6月27日	当社は、当社の子会社である株式会社PREVENTが行った約7億円の増資の引受けを行うとともに、同社は、約3.5億円の減資を行いました。
2025年7月1日	当社の関連法人等である株式会社エージェント・インシュアランス・グループは持株会社である株式会社エージェントIGホールディングスの設立および株式移転を行いました。これにより、同持株会社は当社の関連法人等となり、株式会社エージェント・インシュアランス・グループは当社の関連法人等ではなくなりました。
2025年8月20日	当社は、当社の子会社であるSymetra Financial Corporationが行った9億米ドル（約1331億円）の増資の引受けを行いました。
2025年8月27日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Philippines Inc.への増資を実施し、同社の資本金は3100百万フィリピンペソから3682百万フィリピンペソへ増加しました。
2025年9月4日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra CLO 2026- 1 ,Ltd.を設立し、同社は当社の子法人等となりました。
2025年9月5日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Philippines Inc.への増資を実施し、同社の資本金は3682百万フィリピンペソから3700百万フィリピンペソへ増加しました。
2025年12月19日	当社の子会社であるSymetra Bermuda Re Ltd.はSymetra Bermuda Service Company LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2025年12月23日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Propel Pte. Ltd.への増資を実施し、同社の資本金は1百万シンガポールドルから9百万シンガポールドルへ増加しました。
2025年12月23日	当社の子会社であるSingapore Life Ltd.はNavigator Investment Services Limitedへの増資を実施し、同社の資本金は108百万シンガポールドルから128百万シンガポールドルへ増加しました。
2026年3月30日	当社の子会社であるSingapore Life Ltd.はSinglife Financial Advisers Pte. Ltd.への増資を実施し、同社の資本金は41百万シンガポールドルから56百万シンガポールドルへ増加しました。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本雅博*	取締役会長 指名委員 報酬委員		
高田幸徳*	取締役 指名委員 報酬委員	・一般社団法人生命保険協会 会長	
角英幸*	取締役		
米森剛志*	取締役		
百合達哉	取締役 監査委員		
森公高	取締役 (社外役員) 監査委員長	・日本公認会計士協会 相談役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社 外取締役監査等委員	公認会計士の資 格を有してお り、財務および 会計に関する相 当程度の知見を 有しております。
片山登志子	取締役 (社外役員) 監査委員	・片山・平泉・梶座法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス 株式会社 社外取締役	
山本謙三	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外 取締役	
白河桃子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・iU情報経営イノベーション 専門職大学 特任教授 ・株式会社ジョイフル本田 社 外取締役 ・大和アセットマネジメント株 式会社 社外取締役	
石井茂	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・ソニーグループ株式会社 社友 ・株式会社横浜銀行 取締役 (非業務執行) ・株式会社横浜フィナンシャル グループ 社外取締役	
小林充佳	取締役 (社外役員) 監査委員	・NTT西日本株式会社 相談 役 ・阪急阪神ホールディングス株 式会社 社外取締役 ・セーレン株式会社 社外取締役 ・関西テレビ放送株式会社 社 外取締役	

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である百合達哉を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本雅博*	代表執行役		
高田幸徳*	代表執行役社長		・「a. 取締役」参照
角英幸*	代表執行役副社長 グループ・サステナビリティ オフィサー	[企画部、主計部、経理部] 担当 データサイエンスオフィサーの担当執行役	
栄森剛志*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当	
松本巖	執行役専務	[運用企画部] 担当	
堀江喜義	執行役専務	[年金事業部、法人総括部、公法人部、都心総合法人部] 担当	
岩井豊城	執行役専務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部] 担当	
香山真	執行役専務	[総務部、勤労部、人事部、人財共育本部事務局] 担当	
汐満達	執行役常務	[CX企画部、財務部、不動産部、情報システム部] 担当	
高尾延治	執行役常務	[コンプライアンス統括部、調査広報部、商品部] 担当	
橋本篤史	執行役常務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、都心総括部、大阪総括部、営業人事部、首都圏本部、近畿北陸本部、すみれい事業部、大阪すみれい事業部] 担当	
寺崎啓介	執行役常務	[リスク管理統括部、運用審査部、運用管理部] 担当、[コンプライアンス統括部] 副担当	
川口謙誠	執行役常務	[国際業務部、事業企画部] 担当	

- (注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 2026年3月31日時点で、寺崎啓介は、コンプライアンス統括部副担当として商品部に関する事項を担当しております。
3. 2026年3月31日の終了をもって、代表執行役専務栄森剛志、執行役専務松本巖および香山真は、執行役を辞任しております。
4. 2026年4月1日付で、執行役専務堀江喜義は代表執行役専務に、執行役常務汐満達、高尾延治、橋本篤史、寺崎啓介および川口謙誠は執行役専務に、石原拓己、藤村俊雄、中山猛、竹中幸一、堀竜雄および野村洋一は執行役常務に就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	7	161
執行役	14	820
計	21	981

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2025年度末よりも前に退任した取締役、執行役のうち、2025年度中に報酬を支給した者（執行役1名）を含んでおります。
2. 報酬等の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。
- a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」

<p>1. 基本方針</p> <p>執行役および取締役の個人別の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。</p> <p>具体的には、以下のとおりとする。</p> <p>a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。</p> <p>b. 企業価値の増大に向けた役員インセンティブを高める報酬内容とする。（経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない）</p> <p>c. 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。</p> <p>d. 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。</p> <p>2. 報酬体系</p> <p>業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役に對する報酬体系は、別体系とする。</p> <p>a. 執行役の報酬体系</p> <p>執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。</p> <p>具体的には、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 固定報酬</p> <p>役位および職務内容に応じ決定する。</p> <p>(2) 業績連動報酬（単年度）</p> <p>役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。</p> <p>全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90%～120%とする。</p> <p>業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5%（業績連動指標100%達成の場合）とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象が30%とする。</p> <p>(3) 業績連動報酬（中長期）</p> <p>執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースとした業績連動報酬（EV）および、非財務評価に応じたポイント累計をベースとした業績連動報酬（非財務）を支給することができる。</p> <p>なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。</p> <p>注）執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。</p> <p>b. 取締役の報酬体系</p> <p>取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役に對しては、取締役の報酬は支給しない。</p> <p>3. 報酬の水準</p> <p>同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。</p>
--

【業績連動報酬（単年度）について】

- ・固定報酬と業績連動報酬の支給割合

取締役（執行役を兼務する者は除く）	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

- ・業績連動報酬に係る指標

全社業績連動指標	EV事業収益（※1）の経営計画に対する達成率	
部門評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率×所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価
	上記以外の執行役	所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価

※1 主たる生命保険子会社分を合算調整したグループEV事業収益

- ・当該指標を選択した理由

E V事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のE Vの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

- ・業績連動報酬の額の決定方法

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

- ・役職ごとの報酬の決定に関する方針

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用

【業績連動報酬（中長期）について】

- ・指標および支給額の決定方法

業績連動報酬（E V）

指標	E V（※2）倍率
支給額決定方法	基準額×E V倍率（執行役退任時E V／執行役就任時E V）

業績連動報酬（非財務）

指標	非財務評価ポイント
支給額決定方法	基準額×執行役在任中の非財務評価累計ポイント

※2 主たる生命保険子会社分を合算調整したグループE V

- ・当該指標を選択した理由

E V倍率	E Vは、「修正純資産」と「保有契約の将来利益現価」を合計したものであり、生命保険会社の企業価値を総合的に表す代表的な指標のひとつ。E V倍率を、執行役在任期間中の会社業績貢献度を測る指標として選択。
非財務評価ポイント	お客さまをはじめとした各ステークホルダーに信頼・支持され、持続的・安定的に成長することを目的としたサステナビリティ経営の進捗状況を5段階にポイント化し、執行役在任期間中の会社業績貢献度を測る指標として選択。

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区 分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬		報酬等の合計
			単年度	中長期	
取締役	7	161	-	-	161
執行役	14	532	232	54	820
合 計	21	693	232	54	981

(注) 報酬等の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

- ・業績連動報酬（単年度）

2025年度の業績連動報酬（単年度）は、各指標の2024年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指 標	目 標	実 績
E V事業収益	2,000	3,078
新契約価値（リテール部門）	1,437	1,259
新契約価値（代理店部門）	199	200

- ・業績連動報酬（中長期）

2025年度の業績連動報酬（中長期）は、各指標の2024年度の業績に基づいており、実績は次のとおりです。

指 標	実 績
2024年度末E V	5兆7848億円
非財務評価ポイント（※3）	サステナビリティ経営が進捗した（5段階中の3番目）

※3 業績連動報酬（非財務）については、「Vision2030」で掲げる「ウェルビーイング貢献領域」ごとの進捗状況について報酬委員会が評価しており、2024年度の評価結果は、5段階中の3番目に該当する「サステナビリティ経営が進捗した」となりました。

ウェルビーイング貢献領域

ステークホルダー	ウェルビーイング貢献領域
お客さま、社会	・ 保険を通じた安心の提供 ・ 健康増進への貢献 ・ 充実した暮らしを支える ・ 国・地域の健康・ウェルビーイングのサポート
ビジネスパートナー	・ ビジネスパートナーの成長
地球環境	・ 地球環境の改善
従業員	・ 人財の活性化、エンゲージメントの向上

報酬委員会では、ウェルビーイング価値提供顧客数、Vitality会員数、2019年比GHG削減率、NPS（※4）、eNPS（※5）等の定量指標の進捗状況、および諸取組みの遂行状況等に基づき、総合的に評価しております。

※4 NPSとは、「Net Promoter Score（ネット・プロモーター・スコア）」の略で、顧客ロイヤルティを数値化する指標。

※5 eNPSとは、「Employee Net Promoter Score（エンployイー・ネット・プロモーター・スコア）」の略で、従業員の当社推奨度を示す指標。

c. 報酬等の決定過程

【報酬等の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名称	権限の内容
報酬委員会	・ 「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・ 執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2025.5.12	報酬委員会にて「2024年度非財務評価」を審議。
2025.5.20	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2025.6.12	報酬委員会にて「2024年度非財務評価」、「退任執行役の報酬」を決議。「2025年度執行役の報酬」を審議。「2025年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2025.7.2	報酬委員会にて「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2025年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2025.8.6	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2025.11.18	報酬委員会にて「2025年度経営者報酬調査」を報告。
2025.12.18	報酬委員会にて「執行役の報酬制度改正」を審議。
2025.12.18	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2026.1.15	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2026.2.10	報酬委員会にて「昇任、新任執行役および取締役の個人別の報酬」、「執行役の報酬制度改正」を決議。「役員報酬に係る事業報告記載事項の改正」を審議。「非財務評価方法の見直しスケジュール」を報告。
2026.3.16	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
森 公 高 片 山 登志子 山 本 謙 三 白 河 桃 子 石 井 茂 小 林 充 佳	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定します。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役 および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
片山 登志子	片山・平泉・柗座法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉・柗座法律事務所の間に特別な関係はありません。
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
森 公高	東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山 登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
山本 謙三	株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、当社と代理店契約を締結しております。
白河 桃子	株式会社ジョイフル本田 社外取締役 当社は、株式会社ジョイフル本田の株式を保有しております。 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 当社と大和アセットマネジメント株式会社の間に特別な関係はありません。
石井 茂	株式会社横浜銀行 取締役（非業務執行） 当社は、株式会社横浜銀行と保険の取引があります。また、当社へ外貨建定期預金、コールローンを行うとともに、代理店契約を締結しております。 株式会社横浜フィナンシャルグループ 社外取締役 当社は、株式会社横浜フィナンシャルグループの株式を保有しております。
小林 充佳	阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、阪急阪神ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 セーレン株式会社 社外取締役 当社は、セーレン株式会社の株式を保有しております。 関西テレビ放送株式会社 社外取締役 当社は、関西テレビ放送株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
森 公 高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片 山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山 本 謙 三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会6回開催、うち6回出席 報酬委員会6回開催、うち6回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
白 河 桃 子	2022年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会6回開催、うち6回出席 報酬委員会6回開催、うち6回出席	ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
石井 茂	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会5回開催、うち5回出席 監査委員会4回開催、うち4回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、各委員会の委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
小林 充佳	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会1回開催、うち1回出席 監査委員会11回開催、うち11回出席 報酬委員会2回開催、うち2回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、各委員会の委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

- (注) 1. 石井茂については、当事業年度に開催された監査委員会のうち、監査委員であった期間に開催された監査委員会への出席状況を記載しております。また、2025年7月2日の指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。
2. 小林充佳については、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会のうち、指名委員および報酬委員であった期間に開催された指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。また、2025年7月2日の監査委員就任以降、当事業年度に開催された監査委員会への出席状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	108	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

50,000百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

1名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命2023基金流動化株式会社	50,000 百万円	100 %

(注) 住友生命2023基金流動化株式会社は、基金債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太 典明 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 中山 卓弥	250* ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「アシュアランスレディネス業務」等についての対価を支払っております。

(注) 1. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は440百万円です。

2. 当社及び当社の子会社が会計監査人及び会計監査人と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に支払うべき監査証明業務に基づく報酬は1800百万円、非監査業務に基づく報酬は203百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.およびSymetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等（以下、「グループ」という）における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が「内部統制基本方針」を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、内部統制基本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
- ・ 監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

②監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

- b. 前記aの方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
- (1) 担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（子会社等における事実を含む）
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実（子会社等における事実を含む）
 - (4) 内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果（子会社等を対象とするものを含む）
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. 前記bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

- ③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要なであると認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

- ・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

- ④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。

- e. 前3項および前記aからdまでの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
- ・ 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
- ・ 内部監査部は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
- ・ 監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社2社に派遣している。
- ・ 監査委員会と代表執行役社長および執行役（員）が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制

- ①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
 - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
 - b. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
 - c. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
 - d. 「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
 - e. 保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
 - f. 「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
の運用状況の概要

- ・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
- ・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
- ・コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
- ・反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
- ・各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、企画部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
- ・主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の3つの事項に関する管理を実施している。
 - ①責任準備金等の適切な積立て
 - ②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
 - ③法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施
- ・主計部担当執行役は、四半期に1回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
- ・内部監査部は、金融商品取引法第24条の4の4および第193条の2等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価したうえで内部統制報告書を作成し、保険契約者等を開示するとともに、監査法人による監査を受けている。

・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
法令等遵守体制 保険募集管理体制	法令等遵守体制 <ul style="list-style-type: none"> ・「住友生命グループ行動規範」に基づく「お客さま本位」の行動をさらに徹底するため、「クレド（アクション）カード（青クレド）」を全役職員に配布し、大切にすべき共通マインド（礎）を確認し、自身の行動を省みることを習慣化する運営を実施した。 ・経営層のメッセージ発信・管理職研修・管理職向け教材提供・職場対話等で「住友生命グループ行動規範」の更なる浸透に向け継続的な教育を実施した。 ・疑わしい取引、利益相反、法人関係情報の管理、FATCA（注1）報告・モニタリングについて、引き続き適切に実施した。 保険募集管理体制 <ul style="list-style-type: none"> ・当社元営業職員による金銭詐取事案を踏まえ、発生原因等の分析に基づいた再発防止策を策定・公表し、社内通知や諸会議等で徹底を図った。 ・社内外での不祥事故等の発生事案を踏まえた潜在的なリスク検知に向けたモニタリング、要指導・要把握職員の牽制・指導にスポットを当てた予兆把握・未然防止運営を継続実施した。 ・代理店への新規委託時や既存委託先への臨店指導時において、代理店部門が把握した情報を基にコンプライアンス統括部が適切性を確認するなど、代理店部門とコンプライアンス統括部が引き続き連携しモニタリングの実効性を高めた。 ・本社販売部門のサポートチームにおいて、支部ごとのリスク評価・定量分析や重点支社へのサポートを実施し、支社における自律的な改善指導の取組みおよびいち早い予兆把握を促進した。 ・営業職員取扱いの他社商品についてモニタリング・牽制・教育を継続して行ったほか、取扱知識のレベルアップに向け、研修や教宣資料により募集基本ルールの周知徹底を図った。 ・「保険代理店への過度な便宜供与・出向の制限等」に関する監督指針改正および当社出向者による不適切な手段での情報取得を踏まえ、コンプライアンス・マニュアルを改正するとともに、生命保険協会の「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」をベースに、出向目的が便宜供与に該当する出向を禁じる旨を明記する保険代理店出向管理規程や便宜供与提供・受領の判断基準にかかる細則を新たに定めた。 （注1）外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）の略で、米国以外の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定された米国連邦法。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	職場環境コンプライアンス <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止に向けたモニタリングを継続するとともに、不正行為やハラスメント等の懸念を感じた際に躊躇せず職場の上司等に相談する「スピークアップの風土」の醸成への取組みを継続し、毎月の動画研修や、営業職員初期教育において継続的な教宣を行った。 内部通報制度 <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報受付件数の社外開示、社内イントラネットにおける内部通報受付状況の開示や、通報者保護取組みの教宣の拡充等により内部通報制度の信頼性・有効性向上を図った。また、パワーハラスメント懸念の申出が継続的に発生している状況を踏まえ、管理職を対象とした研修、教材の提供、パワーハラスメントへの意識向上・未然防止への注意喚起等の継続的な教宣を行った。
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示協議会において、ステークホルダーの理解に資する開示のレベルアップや、法令改正・開示基準への対応について議論を実施し、統合報告書・サステナビリティレポート・責任投資報告書・消費者志向コミュニケーションブック等の開示媒体の内容の充実および、わかりやすさの向上を図った。また、SSBJ（注2）基準を踏まえた非財務情報の開示充実について検討を開始した。 （注2）サステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan）の略で、日本におけるサステナビリティ開示基準の開発と国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対する意見発信を行うための機構。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

- ・「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。
- ・規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。
- ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
適切かつ効率的な情報保存・管理	・「情報保存規程」および関連細則に基づき、保存期限を設定のうえ適切な場所にて文書を保存するとともに、関連細則に基づき保存期限を迎えた文書の廃棄を行った。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。

- (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
- (2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

- ・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。
- ・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク・オペレーショナルリスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。
- ・リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・危機発生時の具体的対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。

・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・連結内部管理 E S R（注1）、連結ソルベンシー・マージン比率等の定期的なモニタリングに加え、大幅な相場下落時には影響を都度確認し経営層に報告を行った。 ・定例のストレステストに加え、2024年度第4四半期と2025年度第2四半期のリスク状況報告において、代表的な2つのストレスシナリオ（マーケット下落、金利上昇）下での状況の概算を実施した。 ・トランプ政権の政策による環境変化について、複数シナリオを設定し、当社グループ各社の健全性等の確認を実施した。 ・（新）ソルベンシー・マージン比率について、2025年度より四半期ごと（第1四半期末、第3四半期末は概算値）に計測しリスク状況報告にて報告を開始した。 ・2026年度から、連結内部管理 E S Rに加え、（新）ソルベンシー・マージン比率もアラームポイント運営に組み込み翌四半期末の見込みの状況等を含め定期的にモニタリングを行うことを2026年度統合的リスク管理計画に定めた。 ・経済価値ベースの（新）ソルベンシー・マージン比率規制導入を見据え、2026年度統合的リスク管理計画の中で内部管理 E S Rを当社の実態を反映し E R M（注2）経営に資するより適切な尺度とすべく見直しを行った。 ・資産運用部門が次期中期経営計画期間に計画するプライベートクレジット資産の投資拡大に対応し、年度資産運用計画におけるリスク管理面の検証として、流動性面の確認を行うなど、金融市場、運用部門の動向を踏まえた適時適切なリスク管理を実施した。 <p>（注1）Economic Solvency Ratioの略。 （注2）Enterprise Risk Managementの略。</p>
サイバーセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・外部育成プログラム等を活用してセキュリティ人材の継続的な育成を行った。 ・重要な外部委託先等に対する管理体制強化に向けた対応の検討を開始した。システム開発を伴う外部委託先に対して求めるセキュリティ対策基準に高度なサイバー攻撃検知対策を追加するとともに、委託元として外部委託先へのサイバー攻撃に対する監視体制を開始した。 ・DX推進に伴うシステム開発案件の増加に伴い、開発スピードに対応したセキュリティ診断サービスの利用を継続した。また、クラウドサービスの利用拡大を踏まえ、設定内容を監視するサービスを継続活用した。 ・金融庁「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」やサイバー脅威の動向等を踏まえたマニュアルや演習内容等の整備に向けて検討を開始し、サイバー演習の参加や実践的な侵入テストの実施、第三者評価など、グループ全体でのサイバーセキュリティ体制の強化に取り組んだ。 ・引き続き効率的、効果的なセキュリティ投資となるよう、セキュリティ活動の目標を設定するとともに、一定の水準を維持したうえでのコスト削減に取り組んだ。
危機管理体制・業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震を想定したリアルで効果の高い危機対策本部設置訓練や富士山噴火、南海トラフ地震臨時情報発表時対応マニュアルの実効性検証を通じて、課題の明確化と改善に取り組んだ。 ・津波リスクが高く避難が困難と想定される営業拠点について、物理的安全性の確保に向け移転等の対応に着手した。 ・2025年3月に公表された「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を踏まえ、富士山噴火対策マニュアルを改正した。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。

- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振返りを行い必要な改善を図る。
- c. I Tガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「I Tガバナンス管理方針」に基づき、I T戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。
- ・1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画（グループを対象とするグループ経営計画および住友生命を対象とする経営計画）を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振返りを実施している。
- ・「I Tガバナンス管理方針」およびその下位規定ならびに経営計画を踏まえて、中期システム化計画を取締役会が策定するとともに、その遂行状況について単年度ごとに取締役会に報告している。
- ・I T戦略委員会において、I T戦略およびI T投資に係る重要事項の部門横断的な審議を行っている。
- ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重要テーマに関する審議時間の確保のため、取締役会付議事項の絞り込み・案件の性質に応じた報告方法の整理、取締役会の指示・意見事項のフォローアップ体制の整備に継続して取り組んだ。 ・ステークホルダーへの理解の深化を目的に、海外子会社等の派遣取締役との意見交換会を開催した。
経営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「グループ中期経営計画」の策定に向け、経営計画規程にグループを対象とすることを明記する改正を行った。 ・「スミセイ中期経営計画2025」および「2025年度経営計画」の遂行状況を確認するとともに、社外取締役経営協議会での議論等を実施のうえ、「住友生命グループ中期経営計画2028・スミセイ中期経営計画2028」および「2026年度グループ経営計画・2026年度経営計画」を策定した。
収益管理	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。 ・全体最適な投資案件の優先順位付けに基づき、財源を確保した真に必要な新規投資案件に対し、投資効果最大化に向けた支援を実施した。また、期中の予算調整により、販売促進等への戦略的財源投入を実施した。 ・合理化取組みへの財源投入や過去の投資案件の再点検等、既存経費の計画的な合理化に引き続き取り組んだ。 ・中長期的な保険関係差損益の均衡に向けた、総リソース（固定給職種人件費・I T投資・その他物件費）の配賦最適化と管理高度化を図る観点から、各部門と対話を実施のうえ、次期中期経営計画期間における総リソース配賦の方向性を決定し、事業費等予算・人員計画・システム化計画に反映した。また、継続的な状況把握を行う「部門別総リソース運営（注1）」導入に向けた検討・対応を行った。 ・（新）ソルベンシー・マージン比率規制について、2026年3月末の導入に向けて、必要な方針・規程の新設・改正を行う等、ソルベンシー・マージン比率算定における正確性確保のための枠組みや内部検証体制の整備等の対応を行った。 <p>（注1）中長期の保険関係差損益の収支均衡に向けて、固定給職種人件費やI T投資・その他物件費の総リソースを一体で管理する運営。</p>

- ⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。
 - (1) 法令等遵守体制
 - (2) 保険数理管理体制
 - (3) リスク管理体制
 - (4) 外部委託体制
 - (5) 内部監査体制
 - b. 「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。
 - (1) 子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
 - (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振返り
 - (3) 子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り
 - (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り
 - c. 必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。
 - d. 「再建計画規程」に基づき再建計画を策定し、危機発生時におけるグループの健全性の迅速な回復を図る。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を定め、各社に周知している。
- ・グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携のうえ、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築し、グループベースの経営管理を実施している。
- ・取締役会においてグループ各社の経営管理体制の整備・運用状況の確認を行い、グループ経営管理体制の実効性を確認している。
- ・事業企画部等の担当執行役は、海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況について年2回、それ以外の子会社等の経営状況について年1回、取締役会へ報告している。
- ・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する規程に基づき、リスク管理やコンプライアンスに関する計画の策定を求め、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年1回の振返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・国内外の子会社、関連法人に対し、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等を踏まえて取締役または監査役を派遣しており、これらの取締役または監査役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。
- ・再建計画規程に再建計画の定義や構成、見直しの頻度、経営や各組織の役割を定め、特段の事情がない限り、年1回再建計画の見直しを実施し、取締役会において決議することとしている。
- ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
グループガバナンスに関する内部統制システムの必要に応じた改善	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度に構築したグループ経営管理体制に基づき、2022年度以降本格的に開始したグループ全体の法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託および内部監査の各経営管理体制について、グループ各社の体制整備および運用状況の確認を行うとともに、特段の問題がないことを取締役会に報告した。 ・各子会社のコンプライアンスに係るリスクの共通目線での評価を実施した。 ・I A I G（注1）としてリスク管理およびサイバーセキュリティ分野において当社、シメトラ、シングライフ3社による横断会議を開催するとともに、当社初の監督カレッジ（注2）開催を踏まえ、必要な体制の維持確保等に向けた検討を進めた。また、「再建計画」に関し、当該計画策定時に設定した「今後の高度化課題」等を踏まえ、適切に見直しを行った。 ・グループ経営の更なる推進に向け、グループ中期経営計画において示される全体戦略との整合性を確保するため、戦略子会社等の設定を取締役会報告事項とする取締役会規程等の改正を行った。 ・チーフアクチュアリーをグループベースのE S R関連統制機能の責任者とする等、グループのソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢を整備した。 <p>（注1） Internationally Active Insurance Groupの略。 （注2） 国際的に活動する金融機関や保険グループのグループ全体の健全性を把握・監督するため、各国（本店所在地や受入地）の監督当局が集まり、情報共有、連携、協力を促進する仕組み。</p>
子会社等	<ul style="list-style-type: none"> ・子会社等の経営状況等に関する当社への適時適切なレポートの徹底や、子会社における重要事項の事前協議・報告等を通じた指導を実施した。 ・「保険代理店への過度な便宜供与・出向の制限等」に関する監督指針改正および生命保険協会の「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」に基づき必要な体制整備を実施した。 ・社会・環境課題に係るサステナビリティへの対応として、グループベースでカーボンニュートラル実現に向けたGHG排出量削減に取り組むとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づく人権に関する取組み等を推進した。 ・シメトラおよびシングライフにおいて、専門分野ごとに部門別会議を継続開催し、実務レベルの相互理解促進を図った。

⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制

お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

- ・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。
- ・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。
- ・「CX戦略会議」を設置し「CX取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。
- ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
お客さま本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「住友生命グループ行動規範」に基づく「お客さま本位」の行動をさらに徹底するため、「クレド（アクション）カード（青クレド）」を全役職員に配布し、大切にすべき共通マインド（礎）を確認し、自身の行動を省みることを習慣化する運営を実施した。 ・経営層のメッセージ発信・管理職研修・管理職向け教材提供・職場対話等で「住友生命グループ行動規範」の更なる浸透に向け継続的な教育を実施した。 ・「住友生命グループ行動規範」の認知・理解から「行動」実践への発展に向け、行動規範ケーススタディ集の事例を追加し、引き続き行動規範に基づき「考える」習慣づくりに取り組んだ。 ・マネジメント層向けの各種研修機会において、今日的に求められるリーダー像について周知し、お互いに尊重し、建設的な協力ができる組織づくりを推進した。 ・監督指針および生命保険協会のガイドラインの改正を踏まえ、保険代理店出向管理規程、便宜供与提供・受領の判断基準にかかる細則の新設等の体制整備を当社グループベースで行い、取締役会へ報告を行った。 ・プロダクトガバナンスに係る体制整備として、代理店の保険募集管理態勢等の確認において、一部の金融機関に対して顧客対応の改善に向けた働きかけを行うとともに、想定顧客への販売状況の検証ならびに検証結果の連携および対話の検討を開始した。 ・消費者問題に詳しい有識者を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を開催し、お客さま本位の業務運営の推進に関する諸施策等に関してのご意見をいただき、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発、情報提供の充実に活かしている。
保険契約管理・ 保険金等支払管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保全手続きのデジタル化推進、各種の事務効率化、および職員教育等、サステナブルな保険事務サービス体制の構築に継続して取り組んだ。 ・生成AIの活用推進に向けた部門横断での研究・検証・実証実験を進めた。 ・事務担当者の高齢化や採用難等による人員減に対応するとともに、積極的な事務効率化により更なる人員・コスト削減に資するべく、地域特性に応じた効率的な支社・拠点事務体制の構築に向け、全社横断的に検討を開始した。 ・保全手続きおよび給付金請求におけるデジタル手続き・請求の拡大を実施し、支社・拠点・営業職員への各種教宣資料・教宣動画の提供、集合研修等を実施した。

2025年度における主な取組み	
顧客サポート等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・態度・マナーに起因する苦情の縮減に向けて、実際に各支社で発生した態度・マナーに関する苦情事例等を基にした教材を作成し、教宣を行った。また、一部の支社にて苦情案件の情報交換を行う個別ミーティングを開始した。 ・Vitalityアプリ（注1）の全面刷新に起因する苦情が一時的に増加したが、不具合解消等に向けた通知、メール配信等、適切に対応した。 <p>（注1）Vitality健康プログラム会員が、自身の会員ポータルを閲覧できるアプリ。</p>
顧客情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・他社事案を踏まえ、当社グループ会社における高機能なウイルス対策導入の検討を開始するとともに、外部委託先に対する情報漏洩有無の監視を開始した。 ・一定の社外あてEメールを発信する場合、所属長等による承認を必要とする体制を構築するとともに、当該承認体制が適切に運用され機能していることを定期的に確認する体制を構築し、運用を開始した。
外部委託管理	<ul style="list-style-type: none"> ・大量のお客さま情報を提供する場合等の外部委託先に係る評価（システム環境、海外企業の体制）や管理ルールについて、対応案について検討を開始した。 ・システム開発の外部委託先に求めるセキュリティ対策の基準等を明確にし、対応を強化した。 ・外部委託契約を締結・更新する際に、慎重な判断を要する事項がある場合のチェック体制の見直しを行い、職務権限規程や細則等の改正を行った。 ・外部委託先のシステム開発環境に対する確認強化を行い、新規委託先・既存委託先に対し、適宜必要な対策について検討を開始した。
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> ・管理システムに登録された苦情について、優越的地位の濫用に関するキーワードを用いたサンプル調査を四半期ごとに実施し、利益相反の問題が発生していないことを確認した。 ・株主としての議決権行使の利益相反管理を含め、責任投資活動に関する幅広い審議を行う「責任投資委員会」を定期的に開催し、社外委員においても賛否に関する当社結論に異存はないことを確認した。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。

- a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役職員・資料へのアクセス権を付与している。
- ・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。
- ・内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。
- ・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。
 - ・「住友生命グループ内部監査計画」「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意
 - ・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告 等
- ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

2025年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の知見を有する経験者採用を実施したほか、内部監査の国際資格である「公認内部監査人（CIA）」の資格取得を推奨し、2025年度の新規取得者は3名で、取得者数（32名）は2025年度末在籍比目標30%以上に対し45.1%と目標を達成した。また、データの収集・分析結果表示の自動化等によるIT活用を推進したほか、内部監査品質の継続的モニタリング（役職者によるレビュー活動）や外部評価を実施した。 ・昨年度のコソーシングで得た知見を活用し、テーマ監査「より良い企業文化の実現にむけた取組み」においてテーマ監査の強化に取り組んだ。なお、全社的取組みや部門横断的に対応している課題等を対象に8個のテーマ監査を実施した。 ・支社等監査におけるリスクベース監査を推進するとともに、態勢検証マニュアルの見直し等によるレベルアップならびに監査で判明した課題の改善にむけたフォローアップ運営を継続実施した。

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2025年9月3日、総代候補者選考委員会が開催され、2027年総代改選における推薦による総代候補者選考基準や総代候補者立候補要領等が決定されました。
 - b. 2026年2月17日、総代候補者選考委員会が開催され、2027年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
2. 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2025年5月22日、審議員会を開催し、2024年度決算案および事業概況、2025年度の取組みならびに定款等の変更等について報告しました。
 - b. 2025年11月26日、審議員会を開催し、2025年度上半期事業概況および次期中期経営計画等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計90回ご契約者懇談会を開催し、1,952名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,581,231名、総代数は178名です。

<商品に関する事項>

1. 2026年1月1日、事業継続支援団体生命保険を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - ・信用供与機関（銀行等）である債権者から経営者保証を設定しない事業性融資を借り入れた法人の代表者を被保険者とし、信用供与機関（銀行等）である債権者または信用保証機関（保証会社等）を保険契約者および保険金受取人とする団体保険です。
 - ・被保険者が死亡された場合等に、所定の保険金をご契約者（保険金受取人）にお支払いし、その保険金をもって法人の債務の返済に充当されることによって、法人の円滑な事業継続および事業承継等を図ることを目的としています。
2. 2026年1月5日、5年ごと利差配当付米ドル建災害死亡保障付積立保険「ドルつみ Vitality」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - ・基本保険料払込期間は5年、保険期間は10年の、告知なしで加入できる米ドル建積立保険です。
 - ・契約時に同時に加入いただく Vitality健康プログラム契約では、健康増進活動への取組みに応じた特典（リワード）として、Vitality コインを獲得することができます。Vitality コインを1コイン＝1円に換算して健康増進保険料の払込みに利用することによって、満期保険金額等を大きくすることができ、資産形成と健康増進に一体的に取り組んでいただくことができる仕組みがあります。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

「Vision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を目指し、SDGs達成に資する社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1. CSVプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスミセイ“Vitality Action”を今年度も開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。

・被保険者が死亡された場合等に、所定の保険金をご契約者（保険金受取人）にお支払いし、その保険金をもって法人の債務の返済に充当されることによって、法人の円滑な事業継続および事業承継等を図ることを目的としています。

2. 子育て支援事業として、19回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施するとともに、2014年から「スミセイアフタースクールプロジェクト」として全国の放課後児童クラブなどの運営を支援しております。また、子どもの情操教育支援を目的とする「第48回こども絵画コンクール」を実施しました。

3. 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、全社で使用済みクリアファイルのリサイクル活動の推進に取り組みました。また、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）における海洋保全活動への支援（2022年～）を通じ、豊かな海の未来を守る活動に貢献しております。さらに、三重県大台町、宮川森林組合および一般社団法人more treesと、2024年12月に森林保全および地域活性化に関する連携協定を締結し、多様性のある森づくりへの取組みを進めております。

4. 当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、1992年から職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を実施しております。本取組みにおいても森林保全や海岸・地域の清掃等、GHG排出量削減に貢献する活動をはじめ、各地で多岐にわたる活動を展開しております。また、全社の推進担当者を対象として、SDGs達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会を実施しました。その他、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し、キャッシュレス募金の推進も行いました。

5. 東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス 東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町（以下、美浜町）をはじめとした地域社会の活性化を支援しております。具体的には、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催し、作品（似顔絵）を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載しました。また、大会会場での展示後は、美浜町の総合公園体育館で引き続き展示し、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。

他にも、子どもたちの未来や地球環境保護のために、「西村優菜 Birdie Donation for Future Supported by 住友生命」（以下、Birdie Donation）および「蟬川泰果 Eagle Donation for Future Supported by 住友生命」（以下、Eagle Donation）を展開し、両プロの活躍に応じてポイントを積み立てております。ゴルフツアーが終了次第、積み立てたポイントに応じ、子どもたちへの支援や地球環境の保護のための寄付を行っております。2025年度は、Birdie Donationにおいては、一般社団法人関西ゴルフ連盟へ寄付を行い、Eagle

Donationにおいては、公益財団法人日本ゴルフ協会へ寄付を行いました。寄付金はジュニアゴルファーの育成に活用いただきます。

6. 毎週土曜日の朝行われる参加費無料のparkrunは、5kmのウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできるコミュニティイベントです。当社は、日本で唯一のプレゼンティング・パートナーとして、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしております。

7. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億9656万2812円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に6756万9974円、子育て支援・次世代応援事業に1億3663万7944円、地球環境保全事業に1300万円、地域社会関連事業に442万2287円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8000万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に893万2607円です。

2025年度 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	996,744	保険契約準備金	29,033,003
現 金	10	支 払 備 金	130,411
預 貯 金	996,734	責 任 準 備 金	28,687,235
コーポレート	763,400	社 員 配 当 準 備 金	215,356
買入金銭債権	549,312	再 保 險	2,229
金銭の信託	94,102	社 債	626,455
有価証券	31,817,336	そ の 他 負 債	4,374,510
国 債	10,969,288	売 現 先 勘 定	3,254,870
地 方 債	155,897	借 入 金	220,000
社 債	2,579,468	未 払 法 人 税 等	70,471
株 式	4,222,859	未 払 金	34,746
外 国 証 券	13,414,000	未 払 費 用	52,637
そ の 他 の 証 券	475,821	前 受 収 益	28,528
貸付金	2,060,390	預 り 金	63,617
保 險 約 款 貸 付	210,661	預 り 保 証 金	35,219
一 般 貸 付	1,849,729	金 融 派 生 商 品	464,121
有形固定資産	644,901	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	129,010
土 地	430,037	リ ー ス 債 務	6,754
建 物	202,269	資 産 除 去 債 務	1,427
リ ー ス 資 産	6,329	仮 受 金	10,186
建 設 仮 勘 定	3,035	そ の 他 の 負 債	2,919
その他の有形固定資産	3,228	価 格 変 動 準 備 金	917,260
無形固定資産	44,853	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,660
ソ フ ト ウ ェ ア	35,819	負 債 の 部 合 計	34,966,120
その他の無形固定資産	9,034	(純資産の部)	
再 保 險 貸	1,344	基 金	50,000
そ の 他 資 産	529,380	基 金 償 却 積 立 金	639,000
未 収 金	29,176	再 評 価 積 立 金	2
前 払 費 用	11,933	剰 余 金	364,075
未 収 収 益	183,166	損 失 填 補 準 備 金	7,004
預 託 金	4,005	そ の 他 剰 余 金	357,071
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	41,192	基 金 償 却 準 備 金	20,000
金 融 派 生 商 品	42,641	価 格 変 動 積 立 金	255,000
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	154,009	社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 基 金	1,316
仮 払 金	9,653	別 途 積 立 金	223
そ の 他 の 資 産	53,601	当 期 未 処 分 剰 余 金	80,531
前 払 年 金 費 用	62,343	基 金 等 合 計	1,053,078
繰 延 税 金 資 産	92,781	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,770,301
貸 倒 引 当 金	△869	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△90,286
		土 地 再 評 価 差 額 金	△43,190
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,636,824
		純 資 産 の 部 合 計	2,689,902
資 産 の 部 合 計	37,656,023	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	37,656,023

(注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、従前の小区分「一時払養老保険契約（一部を除く）」について、対応する責任準備金の残高の減少に伴い、当期より「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）」に統合しております。小区分の変更による損益への影響はありません。

変更後の小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約

確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約

利率変動型終身保険（一時払）契約

個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約

個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上してあります。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上してあります。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上してあります。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上してあります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、26百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上してあります。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	256,519百万円
勤務費用	9,955百万円
利息費用	5,594百万円
数理計算上の差異の当期発生額	6,432百万円
退職給付の支払額	△17,954百万円
期末における退職給付債務	<u>260,548百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	437,544百万円
期待運用収益	4,058百万円
数理計算上の差異の当期発生額	132,201百万円
事業主からの拠出額	5,690百万円
退職給付の支払額	<u>△8,982百万円</u>
期末における年金資産	<u>570,512百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	260,548百万円
年金資産	<u>△570,512百万円</u>
	<u>△309,963百万円</u>
未認識数理計算上の差異	247,620百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△62,343百万円</u>
前払年金費用	<u>△62,343百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△62,343百万円</u>

④退職給付に関連する損益	
勤務費用	9,955百万円
利息費用	5,594百万円
期待運用収益	△4,058百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>△17,430百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△5,937百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	63%
生命保険一般勘定	20%
投資信託	4%
債券	4%
その他	9%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が68%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,412百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。当期末の責任準備金残高には、同項の規定に基づいて、次のとおり追加して積み立てた責任準備金が含まれております。
2006年4月1日以降年金開始した一部の個人年金保険契約について、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率として生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。
また、当期より、1996年4月1日以前に契約締結した一部の終身保険契約について、予定利率として2.75%、予定死亡率として生保標準生命表2018（死亡保険用）を適用して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。この積立てにあたっては、追加して積み立てる責任準備金379,275百万円と同額の危険準備金を取り崩して充当しているため、責任準備金繰入額、経常利益及び税引前当期純剰余への影響はありません。
なお、責任準備金の積立てにおいては、関連する法令等に基づき、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

13. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測しております。

市場リスクおよび信用リスクについては、これらを統合した資産運用リスクのバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、リスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	408,724	408,724	－
うち、その他有価証券	408,724	408,724	－
買入金銭債権	549,312	540,198	△9,114
うち、その他有価証券	459,904	459,904	－
金銭の信託	94,102	94,102	－
有価証券	29,870,197	27,543,575	△2,326,621
売買目的有価証券	680,777	680,777	－
満期保有目的の債券	1,989,157	1,826,762	△162,394
責任準備金対応債券	13,629,353	11,425,755	△2,203,597
子会社株式及び関連会社株式	43,359	82,729	39,370
その他有価証券 ^{※1}	13,527,550	13,527,550	－
貸付金	2,060,390		
貸倒引当金 ^{※2}	△620		
	2,059,769	1,861,410	△198,358
社債	626,455	577,966	△48,489
借入金	220,000	211,184	△8,816
デリバティブ取引 ^{※3}	(421,480)	(421,480)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(38,252)	(38,252)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(383,228)	(383,228)	－

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	72,807	73,465	657
	外国証券(公社債)	756,271	816,720	60,449
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	199,371	184,274	△15,096
	外国証券(公社債)	960,707	752,302	△208,405
合 計		1,989,157	1,826,762	△162,394

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	3,529,150	3,572,305	43,154
	外国証券(公社債)	185,570	189,355	3,784
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	8,055,399	5,989,977	△2,065,422
	外国証券(公社債)	1,859,232	1,674,118	△185,114
合 計		13,629,353	11,425,755	△2,203,597

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	8,617	8,701	84
	公社債	46,805	47,833	1,027
	株式	1,177,319	3,771,110	2,593,790
	外国証券	4,125,157	4,585,544	460,387
	公社債	2,827,201	3,048,198	220,997
	株式等	1,297,956	1,537,346	239,390
	その他の証券	128,387	185,336	56,948
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	409,000	408,724	△275
	買入金銭債権	471,920	451,202	△20,718
	公社債	1,966,920	1,612,836	△354,083
	株式	89,562	65,631	△23,931
	外国証券	3,509,298	3,171,944	△337,354
	公社債	2,716,356	2,477,686	△238,669
	株式等	792,941	694,257	△98,684
	その他の証券	91,818	87,313	△4,505
合 計		12,024,807	14,396,179	2,371,371

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	1,411,670
組合出資金等 ^{※2}	535,468

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	409,000	—	—	—
買入金銭債権	336,055	233	323	233,532
有価証券	561,309	4,715,893	5,093,614	13,186,531
満期保有目的の債券	43,600	170,800	750,503	939,038
責任準備金対応債券	420,592	3,220,613	2,391,838	7,790,699
その他有価証券	97,116	1,324,480	1,951,273	4,456,793
貸付金 ^{※1}	193,753	496,123	449,922	599,929
社債 ^{※1}	—	—	—	474,790
借入金 ^{※1}	—	—	—	120,000

※1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	－	408,724	－	408,724
買入金銭債権	－	335,766	124,137	459,904
金銭の信託	－	－	94,102	94,102
有価証券	6,822,510	5,074,101	1,206,493	13,103,105
売買目的有価証券	549,398	131,379	－	680,777
その他の有価証券	6,273,112	4,942,721	1,206,493	12,422,327
国債	842,066	－	－	842,066
地方債	－	6,571	－	6,571
社債	－	812,031	－	812,031
株式	3,836,536	205	－	3,836,741
外国証券	1,554,867	3,914,752	1,206,493	6,676,112
公社債	1,024,595	3,497,000	1,004,288	5,525,884
株式等	530,271	417,751	202,204	1,150,227
その他の証券	39,642	209,161	－	248,804
デリバティブ取引	347	42,293	－	42,641
通貨関連	－	32,743	－	32,743
金利関連	－	1,678	－	1,678
株式関連	347	－	－	347
その他	－	7,872	－	7,872
資産計	6,822,858	5,860,886	1,424,733	14,108,478
デリバティブ取引	1,544	462,577	－	464,121
通貨関連	－	344,516	－	344,516
金利関連	－	117,935	－	117,935
株式関連	579	－	－	579
その他	964	125	－	1,090
負債計	1,544	462,577	－	464,121

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は1,105,222百万円です。

当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	803,823
当期の損益又は評価・換算差額等	85,954
損益に計上 ^{※1}	29,470
評価・換算差額等に計上	56,484
購入、売却、償還等の純額	215,443
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	—
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当期末残高	1,105,222
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は779,061百万円です。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	80,294	80,294
有価証券	8,391,812	4,943,434	—	13,335,247
満期保有目的の債券	76,840	1,749,922	—	1,826,762
国債	76,840	—	—	76,840
社債	—	180,899	—	180,899
外国証券	—	1,569,022	—	1,569,022
公社債	—	1,569,022	—	1,569,022
責任準備金対応債券	8,314,350	3,111,405	—	11,425,755
国債	8,314,350	—	—	8,314,350
地方債	—	104,208	—	104,208
社債	—	1,143,723	—	1,143,723
外国証券	—	1,863,473	—	1,863,473
公社債	—	1,863,473	—	1,863,473
子会社株式及び関連会社株式	622	82,107	—	82,729
貸付金	—	17,321	1,844,089	1,861,410
資産計	8,391,812	4,960,756	1,924,383	15,276,952
社債	—	577,966	—	577,966
借入金	—	211,184	—	211,184
負債計	—	789,150	—	789,150

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

①買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

②金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負 債

①社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

②借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

②期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 ^{※3}	合計
期首残高	135,001	62,022	1,356,504	8,670	1,562,199
当期の損益又は評価・換算差額等	△6,674	1,158	53,366	△10,601	37,250
損益に計上 ^{※1}	0	1,158	86,741	△10,601	77,299
評価・換算差額等に計上	△6,674	—	△33,374	—	△40,049
購入、売却、発行及び決済等の純額	△4,189	30,921	△232,448	1,930	△203,785
レベル3の時価への振替 ^{※2}	—	—	29,069	—	29,069
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	—
当期末残高	124,137	94,102	1,206,493	—	1,424,733
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	—	△7,521	△7,521

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当期首に行っております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

16. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は476,372百万円、時価は661,966百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,077百万円を計上しております。
17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、5,198,768百万円です。
18. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は31百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、3,615百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、461百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、12百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,153百万円です。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、417,474百万円です。
21. 有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。
22. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、912,272百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は、194,943百万円、金銭債務の総額は、6,930百万円です。
24. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
25. 繰延税金資産の総額は、858,909百万円、繰延税金負債の総額は、742,685百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、23,442百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金373,984百万円及び価格変動準備金264,904百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額646,919百万円です。当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△4.6%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額△24.2%、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△3.2%、外国子会社配当金益金不算入△2.5%です。
26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 211,078百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 65,282百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 61,601百万円 |
| 利息による増加等 | 597百万円 |
| 当期末現在高 | 215,356百万円 |
27. 子会社等の株式等の総額は、1,521,890百万円です。
28. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,326,767百万円です。
29. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、20百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、634,061百万円です。
30. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、1,680,017百万円です。
31. 2026年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債30,000百万円の期限前償還を行う予定です。
32. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,844百万円です。
33. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
34. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常	3,964,948
収 入	3,964,948
保 險 料 等 収 入	2,303,164
保 再 保 料 受 取 入 収 入	2,290,454
保 再 保 料 受 取 入 収 入	10,606
資 利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	2,103
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	1,516,941
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	945,323
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	16,602
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	833,468
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	34,219
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	38,347
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	22,685
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	3,692
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	334,468
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	9,794
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	124,852
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	24
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	1,908
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	96,877
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	144,842
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	3,684
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	19,780
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	553
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	62,155
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	20,600
預 有 貸 不 所 金 有 有 為 貸 特 年 保 支 責 退 所	38,068
利 息 及 貯 蓄 金 運 配 当 金 受 取 入 収 入	
経常	3,900,043
費 支 払	3,900,043
保 險 金 等 費 支 払	2,657,012
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	540,460
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	517,746
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	343,540
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	779,566
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	78,597
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	397,101
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	597
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	597
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	754,310
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	46,752
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	143
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	429,695
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	25,522
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	842
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	161,747
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	10,465
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	79,140
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	357,098
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	131,024
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	50,464
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	31,416
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	18,807
保 年 給 解 再 責 社 資 支 売 有 有 金 賃 事 所 保 税 減 所	30,336
経常	64,905
利 益	64,905
特 固 価 格 変 動 資 産 等 備 金 処 分 入	16,918
特 固 減 社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成	4,152
特 固 減 社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成	12,766
特 固 減 社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成	2,170
特 固 減 社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成	806
特 固 減 社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成	667
特 固 減 社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成	696
税法	79,653
法 法 当	79,653
引 人 人 前 税 及 当 期 税 等 純	55,816
引 人 人 前 税 及 当 期 税 等 純	△59,547
引 人 人 前 税 及 当 期 税 等 純	△3,730
引 人 人 前 税 及 当 期 税 等 純	83,383

- (注) 1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、20,646百万円、費用の総額は、22,721百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券3,180百万円、株式等290,214百万円、外国証券41,073百万円です。
 有価証券売却損の内訳は、国債等債券371,986百万円、株式等11,475百万円、外国証券46,233百万円です。
 有価証券評価損の内訳は、国債等債券22,322百万円、株式等3,200百万円です。
5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、3百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、431,862百万円です。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入18百万円、売却損162百万円です。
7. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
8. 金融派生商品費用には、評価益が26,001百万円含まれております。
9. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	57百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	609百万円
	計	667百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等										
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金							基金等合計
				損失填補準備金	その他剰余金				剰余金合計		
				基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期末処分剰余金			
当 期 首 残 高	50,000	639,000	2	6,804	10,000	255,000	1,313	223	76,534	349,875	1,038,878
当 期 変 動 額											
社員配当準備金の積立									△65,282	△65,282	△65,282
損失填補準備金の積立				200					△200	-	-
基金利息の支払									△352	△352	△352
当 期 純 剰 余									83,383	83,383	83,383
基金償却準備金の積立					10,000				△10,000	-	-
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	-	-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△696		696	-	-
土地再評価差額金の取崩									△3,549	△3,549	△3,549
基金等以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	200	10,000	-	3	-	3,996	14,199	14,199
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	7,004	20,000	255,000	1,316	223	80,531	364,075	1,053,078

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	822,943	△52,771	△46,740	723,431	1,762,310
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の積立					△65,282
損失填補準備金の積立					-
基金利息の支払					△352
当 期 純 剰 余					83,383
基金償却準備金の積立					-
社会及び契約者福祉増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					△3,549
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	947,358	△37,514	3,549	913,392	913,392
当 期 変 動 額 合 計	947,358	△37,514	3,549	913,392	927,592
当 期 末 残 高	1,770,301	△90,286	△43,190	1,636,824	2,689,902

2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	80,531,236,193
剰 余 金 処 分 額	80,531,236,193
社 員 配 当 準 備 金	69,178,736,193
差 引 純 剰 余 金	11,352,500,000
損 失 填 補 準 備 金	300,000,000
基 金 利 息	352,500,000
任 意 積 立 金	10,700,000,000
基 金 償 却 準 備 金	10,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

2025年度 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,463,735	保険契約準備金	40,869,543
コールローン	763,400	支払備金	273,312
買入金銭債権	549,312	責任準備金等	40,380,874
金銭の信託	94,102	社員配当準備金	215,356
有価証券	40,951,784	再保険借	67,638
貸付金	3,733,551	社債	850,410
有形固定資産	654,049	その他負債	6,140,866
土地	430,039	売現先勘定	3,254,870
建物	203,424	その他の負債	2,885,996
リース資産	9,427	退職給付に係る負債	2,482
建設仮勘定	3,658	役員退職慰労引当金	2
その他の有形固定資産	7,499	価格変動準備金	919,433
無形固定資産	676,799	繰延税金負債	21,695
ソフトウェア	64,193	再評価に係る繰延税金負債	12,660
のれん	325,194		
その他の無形固定資産	287,411	負債の部合計	48,884,732
代理店貸	253	(純資産の部)	
再保険貸	77,027	基金	50,000
その他資産	2,184,918	基金償却積立金	639,000
退職給付に係る資産	313,456	再評価積立金	2
繰延税金資産	121,997	連結剰余金	170,089
貸倒引当金	△6,963	基金等合計	859,092
		その他有価証券評価差額金	1,621,161
		繰延ヘッジ損益	△97,561
		土地再評価差額金	△43,190
		為替換算調整勘定	161,780
		退職給付に係る調整累計額	177,786
		在外子会社等に係る 保険契約準備金評価差額金	14,244
		その他の包括利益累計額合計	1,834,220
		非支配株主持分	△619
		純資産の部合計	2,692,693
資産の部合計	51,577,425	負債及び純資産の部合計	51,577,425

連結計算書類の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等数 40社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.です。</p> <p>なお、新規に設立されたSymetra Financial Corporationの子会社1社および子法人等1社を、当連結会計年度に連結の範囲に含めております。</p> <p>主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合です。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
(2) 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社</p> <p>持分法適用関連法人等数 7社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insuranceです。</p> <p>株式会社エージェント・インシュアランス・グループが持株会社化したことに伴い、当連結会計年度より、同社を持分法適用関連法人等から除き、株式会社エージェントIGホールディングスを持分法適用関連法人等としております。</p> <p>持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合他）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
(4) のれんの償却に関する事項	<p>のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。</p> <p>ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

(注) 1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、従前の小区分「一時払養老保険契約（一部を除く）」について、対応する責任準備金の残高の減少に伴い、当連結会計年度より「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）」に統合しております。小区分の変更による損益への影響はありません。

変更後の小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約

確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約

利率変動型終身保険（一時払）契約

個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約

個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、26百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	265,206百万円
勤務費用	10,394百万円
利息費用	5,703百万円
数理計算上の差異の当期発生額	4,887百万円
退職給付の支払額	△18,273百万円
その他	101百万円
期末における退職給付債務	<u>268,020百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	445,357百万円
期待運用収益	4,203百万円
数理計算上の差異の当期発生額	132,606百万円
事業主からの拠出額	5,944百万円
退職給付の支払額	△9,155百万円
その他	38百万円
期末における年金資産	<u>578,995百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	265,538百万円
年金資産	△578,995百万円
	<u>△313,456百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	2,482百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△310,974百万円</u>
退職給付に係る負債	2,482百万円
退職給付に係る資産	△313,456百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△310,974百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	10,394百万円
利息費用	5,703百万円
期待運用収益	△4,203百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△17,844百万円
その他	63百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△5,886百万円</u>

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	109,874百万円
合計	<u>109,874百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	250,057百万円
合計	<u>250,057百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	63%
生命保険一般勘定	20%
投資信託	4%
債券	4%
その他	9%
合計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が67%含まれています。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、6,267百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。当期末の責任準備金残高には、同項の規定に基づいて、次のとおり追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

2006年4月1日以降年金開始した一部の個人年金保険契約について、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率として生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。

また、当連結会計年度より、1996年4月1日以前に契約締結した一部の終身保険契約について、予定利率として2.75%、予定死亡率として生保標準生命表2018（死亡保険用）を適用して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。この積立てにあたっては、追加して積み立てる責任準備金379,275百万円と同額の危険準備金を取り崩して充当しているため、責任準備金繰入額、経常利益及び税引前当期純剰余への影響はありません。

なお、責任準備金の積立てにおいては、関連する法令等に基づき、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん20,851百万円及びシンガポール子会社の買収に伴い発生したのれん296,239百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画の悪化の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

シンガポール子会社の買収に伴うのれんは、当社の連結貸借対照表に計上され、当社が日本の会計基準に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化が認められる場合に、減損損失の認識の判定及び損失額の測定を行います。

減損の兆候判定にあたっては、シンガポール子会社を取り巻く経営環境や業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。

のれんに減損の兆候が認められる場合は、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。減損損失の認識が必要となった場合は、のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上します。回収可能価額の算定においては、将来の経済環境予測や新契約の獲得見込みを踏まえた保険料収入、保険金給付率等の保険数理計算上の仮定を反映した事業収支予測、割引率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値15,214百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費335,405百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたって償却しております。保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. Symetra Financial Corporationは、FASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス—保険契約」を当連結会計年度の期首より適用しております。これにより、将来保険給付に係る負債の会計処理、市場リスクを伴う給付の公正価値測定、繰延新契約費の償却方法等を変更しております。また当該会計基準の適用に関連し、一部契約の再分類を実施しております。

当該会計基準の適用等による影響は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は前連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、遡及適用前と比べて、前連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純剰余はそれぞれ1,785百万円減少しております。また、前連結会計年度末の無形固定資産は5,454百万円減少、その他資産は6,198百万円減少、保険契約準備金は46,610百万円減少、再保険借は53,531百万円増加、利益剰余金は4,093百万円増加、その他有価証券評価差額金は41,093百万円減少、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金は21,692百万円増加しております。

17. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測しております。

市場リスクおよび信用リスクについては、これらを統合した資産運用リスクのバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、リスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	408,724	408,724	－
うち、その他有価証券	408,724	408,724	－
買入金銭債権	549,312	540,198	△9,114
うち、その他有価証券	459,904	459,904	－
金銭の信託	94,102	94,102	－
有価証券	40,162,114	37,781,204	△2,380,909
売買目的有価証券	3,486,929	3,486,929	－
満期保有目的の債券	2,122,956	1,928,606	△194,350
責任準備金対応債券	13,760,514	11,533,834	△2,226,680
子会社株式及び関連会社株式	42,608	82,729	40,121
その他有価証券 ^{※1}	20,749,104	20,749,104	－
貸付金	3,733,551		
貸倒引当金 ^{※2}	△5,615		
	3,727,936	3,494,688	△233,247
社債	850,410	804,796	△45,614
デリバティブ取引 ^{※3}	(149,674)	(149,674)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	237,932	237,932	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(387,607)	(387,607)	－

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	83,234	83,933	699
	外国証券（公社債）	756,271	816,720	60,449
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	322,743	275,649	△47,093
	外国証券（公社債）	960,707	752,302	△208,405
合計		2,122,956	1,928,606	△194,350

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	3,529,150	3,572,305	43,154
	外国証券(公社債)	185,570	189,355	3,784
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	8,186,560	6,098,055	△2,088,505
	外国証券(公社債)	1,859,232	1,674,118	△185,114
合計		13,760,514	11,533,834	△2,226,680

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	8,617	8,701	84
	公社債	132,769	135,776	3,006
	株式	1,177,320	3,771,116	2,593,795
	外国証券	8,012,314	8,536,580	524,265
	公社債	6,714,358	6,999,233	284,875
	株式等	1,297,956	1,537,346	239,390
	その他の証券	128,387	185,336	56,948
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	409,000	408,724	△275
	買入金銭債権	471,920	451,202	△20,718
	公社債	2,034,826	1,675,960	△358,865
	株式	89,562	65,631	△23,931
	外国証券	6,885,792	6,291,390	△594,402
	公社債	6,092,851	5,597,132	△495,718
	株式等	792,941	694,257	△98,684
	その他の証券	91,818	87,313	△4,505
合計		19,442,330	21,617,733	2,175,402

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	143,472
組合出資金等 ^{※2}	646,197

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	409,000	—	—	—
買入金銭債権	336,055	233	323	233,532
有価証券	1,038,121	6,827,890	6,886,717	16,535,876
満期保有目的の債券	43,829	177,012	793,334	1,032,404
責任準備金対応債券	420,592	3,220,613	2,393,838	7,942,699
その他有価証券	573,699	3,430,264	3,699,544	7,560,772
貸付金*	230,212	1,048,894	809,977	1,295,731
社債*	66,979	—	39,140	596,218

* 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	—	408,724	—	408,724
買入金銭債権	—	335,766	124,137	459,904
金銭の信託	—	—	94,102	94,102
有価証券	8,633,302	13,091,391	1,406,119	23,130,812
売買目的有価証券	2,335,410	973,678	177,841	3,486,929
其他有価証券	6,297,891	12,117,713	1,228,277	19,643,882
国債	866,839	—	—	866,839
地方債	—	6,751	—	6,751
社債	—	938,146	—	938,146
株式	3,836,542	205	—	3,836,747
外国証券	1,554,867	10,963,448	1,228,277	13,746,593
公社債	1,024,595	10,545,697	1,026,073	12,596,366
株式等	530,271	417,751	202,204	1,150,227
その他の証券	39,642	209,161	—	248,804
貸付金	—	—	110,351	110,351
デリバティブ取引	365	382,026	10,605	392,997
通貨関連	—	41,647	—	41,647
金利関連	—	25,343	—	25,343
株式関連	363	307,156	10,605	318,125
その他	2	7,877	—	7,880
資産計	8,633,667	14,217,908	1,745,316	24,596,892
社債	—	41,423	—	41,423
デリバティブ取引	1,609	540,872	189	542,671
通貨関連	—	365,529	—	365,529
金利関連	—	137,483	—	137,483
株式関連	634	27,719	189	28,542
その他	975	10,140	—	11,116
負債計	1,609	582,296	189	584,095

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は1,105,222百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	803,823
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益 損益に計上 ^{*1}	85,954
その他の包括利益に計上	29,470
購入、売却、償還等の純額	56,484
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取 扱いを適用した額	215,443
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取 扱いを適用しないこととした額	—
当連結会計期間末残高	—
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連 結貸借対照表日において保有する投資信託の 評価損益	1,105,222
	—

*1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は779,061百万円です。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	80,294	80,294
有価証券	8,442,284	5,102,885	—	13,545,170
満期保有目的の債券	127,312	1,801,294	—	1,928,606
国債	127,312	—	—	127,312
地方債	—	10,969	—	10,969
社債	—	221,301	—	221,301
外国証券	—	1,569,022	—	1,569,022
公社債	—	1,569,022	—	1,569,022
責任準備金対応債券	8,314,350	3,219,483	—	11,533,834
国債	8,314,350	—	—	8,314,350
地方債	—	109,455	—	109,455
社債	—	1,246,554	—	1,246,554
外国証券	—	1,863,473	—	1,863,473
公社債	—	1,863,473	—	1,863,473
子会社株式及び関連 会社株式	622	82,107	—	82,729
貸付金	—	17,321	3,367,016	3,384,337
資産計	8,442,284	5,120,206	3,447,310	17,009,801
社債	—	763,372	—	763,372
負債計	—	763,372	—	763,372

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

①買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

②金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負 債

①社債

社債については、活発ではない市場の相場価格または観察可能なインプットを用いて算定した価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報^{※1}

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	6.15%~7.15%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

②期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ取引 ^{※4}	合計
期首残高	135,001	62,022	1,580,302	123,668	15,675	1,916,670
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	△6,674	1,158	51,578	4,647	△13,687	37,022
損益に計上 ^{※1}	0	1,158	85,923	4,647	△13,687	78,042
その他の包括利益に計上	△6,674	—	△34,345	—	—	△41,019
購入、売却、発行及び決済等の純額	△4,189	30,921	△188,918	△17,964	8,428	△171,723
レベル3の時価への振替 ^{※2}	—	—	42,602	—	—	42,602
レベル3の時価からの振替 ^{※3}	—	—	△79,445	—	—	△79,445
当連結会計期間末残高	124,137	94,102	1,406,119	110,351	10,416	1,745,127
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	△1,917	△8,515	△9,724	△20,157

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※3 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

18. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は476,591百万円、時価は662,186百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,077百万円をその他の負債に計上しております。

19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、5,544百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、461百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、12百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。

債権のうち、三月以上延滞債権額は、1,929百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,153百万円です。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、438,790百万円です。

21. 当社の有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。
22. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、912,272百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|------------|
| 当期首現在高 | 211,078百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 65,282百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 61,601百万円 |
| 利息による増加等 | 597百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 215,356百万円 |
24. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、217,891百万円です。
25. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,369,205百万円、貸付金1,039,969百万円、現金及び預貯金2,464百万円です。
26. 取得による企業結合に関する事項は次のとおりです。
 当社の連結子会社であるSymetra Life Insurance Companyは、2025年10月1日を開始日とする再保険契約により、Health Care Service Corporationの子会社であるDearborn Life Insurance Companyから、同社の団体生命・就業不能保険の既契約ブロックを受再しております。
 本取引は、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 805「企業結合」に基づき、事業の取得として認識しております。
- (1) 企業結合の概要
- ①相手先企業の名称及びその事業の内容
 相手先企業の名称 Dearborn Life Insurance Company
 取得した事業の内容 団体生命・就業不能保険事業
- ②企業結合を行った主な理由
 今後の成長が見込まれる米国の団体生命・就業不能保険分野における市場プレゼンス向上や収益性・事業効率の向上等を目的にしております。
- (2) 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間
 2025年10月1日から2025年12月31日
- (3) 取得した事業の取得原価およびその内訳
- | | |
|--------------|----------|
| 既契約ブロックの取得対価 | 664百万米ドル |
| 取得原価 | 664百万米ドル |
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 アドバイザリー費用等1百万米ドル
- (5) 取得原価の配分に関する事項
- ①企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
 資産の部合計664百万米ドル
 (うち無形固定資産618百万米ドル)
 負債の部合計582百万米ドル
 (うち保険契約準備金526百万米ドル)

②発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

1. 発生したのれん金額53百万米ドル
 2. 発生原因
買収価格算定時に見込んだ将来利益を反映させた投資額が、企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったためであります。
 3. 償却期間
10年間の均等償却
27. 2026年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債30,000百万円の期限前償還を行う予定です。
28. Singapore Life Holdings Pte. Ltd.は、2026年2月2日に、外貨建借入金550百万シンガポールドルの新規借入を行いました。また、2026年2月24日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債550百万シンガポールドルの期限前償還を行いました。
29. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、5,198,768百万円です。
30. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は31百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
31. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、32,819百万円です。
32. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が693,434百万円含まれています。
33. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が220,000百万円含まれています。
34. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ683,962百万円、620,422百万円含まれています。
35. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
36. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号)に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
37. 繰延税金資産の総額は、1,080,413百万円、繰延税金負債の総額は、945,680百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、34,431百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金527,230百万円及び価格変動準備金265,481百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額645,835百万円です。当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△23.9%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額△93.2%、のれん償却額39.6%です。

2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,974,185
保険料等収入	3,760,326
資産運賃収入	2,099,209
利息及び配当金等収入	1,330,234
金銭の信託運用益	3,692
売買目的有価証券運用益	165,696
有価証券売却益	340,250
有価証券償還益	10,302
為替差益	128,231
その他の運用収入	23,923
特別勘定資産運用益	96,877
その他の経常収入	114,649
経常費用	5,967,527
保険金等支払	3,206,309
保年給	698,173
給付	518,304
解約返戻金	633,782
その他の返戻金	787,081
責任準備金繰入	568,967
支払準備金繰入	1,155,256
責任準備金繰入	32,323
社員配当金積立	1,122,335
資産運用利息繰入	597
支払利息費用	708,762
有価証券売却損	90,203
有価証券評価損	436,007
有価証券償還損	26,486
金融派生商品費用	1,226
貸倒引当金繰入	24,161
貸用の不動産等減価償却	526
その他の運用費用	10,465
事業費用	119,683
その他の経常費用	695,679
その他	201,518
経常利益	6,657
特別利益	16,419
固定資産等処分益	4,153
価額変動準備金戻入	12,266
特別損失	2,339
固定資産等処分損	954
減損	688
社会及び契約者福祉増進助成	696
税金等調整前当期純剰余	20,737
法人税及び住民税	62,471
法人税等調整額	△67,437
法人税等合計	△4,966
当期純剰余	25,704
非支配株主に帰属する当期純損	144
親会社に帰属する当期純剰余	25,848

- (注) 1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用しているSingapore Life Holdings Pte. Ltd.のIFRS17の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。
3. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	57百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	609百万円
	計	667百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	50,000	639,000	2	209,331	898,333
米子子会社の会計基準 (ASU2018-12、ASU2022-05) に基づく累積的影響額				4,093	4,093
米子子会社の会計基準 (ASU2018-12、ASU2022-05) を反映した当期首残高	50,000	639,000	2	213,424	902,427
当期変動額					
社員配当準備金の立				△65,282	△65,282
基金利息の支払				△352	△352
親会社に帰属する当期純剰余				25,848	25,848
土地再評価差額金の取				△3,549	△3,549
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	△43,335	△43,335
当期末残高	50,000	639,000	2	170,089	859,092

	その他の包括利益累計額							非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	在外子会社等に 係る保険契約 準備金評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	602,992	△65,609	△46,740	140,866	99,680	-	731,190	△619	1,628,904
米子子会社の会計基準 (ASU2018-12、ASU2022-05) に基づく累積的影響額	△41,093			634		21,692	△18,766		△14,672
米子子会社の会計基準 (ASU2018-12、ASU2022-05) を反映した当期首残高	561,899	△65,609	△46,740	141,501	99,680	21,692	712,424	△619	1,614,231
当期変動額									
社員配当準備金の立									△65,282
基金利息の支払									△352
親会社に帰属する当期純剰余									25,848
土地再評価差額金の取									△3,549
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	1,059,262	△31,951	3,549	20,278	78,105	△7,447	1,121,796	△0	1,121,796
当期変動額合計	1,059,262	△31,951	3,549	20,278	78,105	△7,447	1,121,796	△0	1,078,461
当期末残高	1,621,161	△97,561	△43,190	161,780	177,786	14,244	1,834,220	△619	2,692,693

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 山 卓 弥
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結計算書類の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 山 卓 弥
業務執行社員

<連結計算書類監査>

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「会計監査人に関する事項」に含まれる(1)会計監査人の状況に記載されている。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

住友生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 森 公 高 ㊟

監査委員 片 山 登志子 ㊟

監査委員 小 林 充 佳 ㊟

監査委員 百 合 達 哉 ㊟

(注) 監査委員 森公高、片山登志子及び小林充佳は、保険業法第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

2. 審議員会審議事項報告の件

定款第28条第4項に基づき、審議員会で報告、審議した事項を次のとおりご報告いたします。

2025年度第2回審議員会（2025年11月26日 東京都において開催）

- (1) 2025年度上半期事業概況等について
- (2) 次期中期経営計画について

2026年度第1回審議員会（2026年5月25日 東京都において開催）

- (1) 2025年度決算案および事業概況等について
- (2) 中期経営計画について

上記各項目のほか、ご契約者懇談会におけるご契約者のご意見についても報告し、審議員会で審議しております。

以 上

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

2025年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は65ページに記載のとおりです。

2025年度の剰余金処分量805億3123万6193円のうち691億7873万6193円を社員配当準備金に繰り入れたいと存じます。

差引純剰余金113億5250万円につきましては、まず、保険業法第58条の規定に基づく損失填補準備金3億円の積立て、2023年8月に募集した基金の拠出者に対する利息3億5250万円の支払いに充てたいと存じます。また、任意積立金として、将来の基金償却のための準備金を100億円、社会及び契約者福祉増進基金を7億円、それぞれ積み立てさせていただきたいと存じます。

第2号議案

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

2025年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 3年ごと配当契約【販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック】

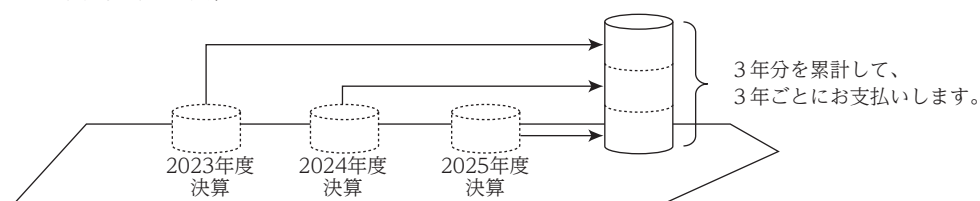
契約ごとに次の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2025年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額等 × 長期継続配当率（別表3）

(注) 「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。なお、長期継続配当の計算において、Vitalityの保険料（年額）については割引・割増前の保険料（健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料）とします。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(2023年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 5年ごと利差配当契約

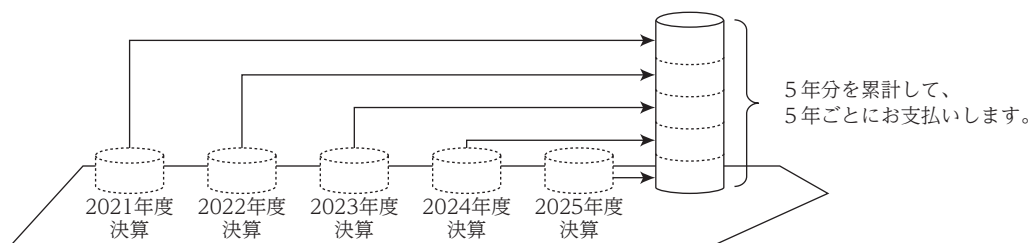
契約ごとに次の項目(①、②)の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2025年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料(年額) × 長期継続配当率(別表4) ○災害・疾病特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約等について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額等 × 長期継続配当率(別表5)

(注) 「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。なお、長期継続配当の計算において、Vitalityの保険料(年額)については割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

(2021年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに次の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	一般勘定部分の責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	入院給付日額等 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険 団体3大疾病保障保険 事業継続支援団体生命保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型）(24) 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

利 差 益 配 当 率 表

保 險 種 類	配 当 率
予定利率1%未満の保険種類	1.35%－予定利率
予定利率1%以上2%以下の保険種類	1.75%－予定利率
予定利率2%超の保険種類	1.30%－予定利率

ただし、下記の保険種類については次のとおりとします。

保 險 種 類	対 象 契 約	配 当 率
5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)	2017年4月1日以前の契約	1.50%－予定利率
	2017年4月2日以降の契約	1.35%－予定利率
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間) 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険		0%
5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険 最低保証付変額保険(年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中) 変額個人年金保険(一時払い)(年金支払開始後) 最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中) 最低保証付一時払変額個人年金保険(08)(年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中) 最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)(年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中) 新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(年金支払開始後) 最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)(年金支払開始後) 夫婦年金移行特約(最低保証付一時払変額個人年金保険(08)に付加した場合) 定額年金支払移行特約 家族定期保険特約(子型) 介護終身保障特別移行特約(終身保険特約の一時払いからの移行の場合)		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)(24) 5年ごと利差配当付新終身保険(一時払い)(24)	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	1999年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	1995年9月1日以降の 保険料一時払契約*	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約**	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)** 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)**		0%
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19) 5年ごと利差配当付指定通貨建新終身保険(一時払い)(24) 5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い) 5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20) 5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険(一時払い)(23) 予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険 低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険 5年ごと利差配当付米ドル建災害死亡保障付積立保険		0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は2025年度決算に基づく利益配当率を示しています。
2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
3. 上表の保険種類には、新転換特約および新保障一括見直し特約に定める振替原資を含みます。
※ 配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
ただし、年金支払特約については、1998年7月2日以降に付加された場合とします。

別表2

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約 定期保険特約(18)・収入保障特約(18)	2007年4月1日以前	経過21年の契約 男性	7.5%	21.0%	34.5%	46.5%
		経過21年の契約 女性	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%	28.5%
		経過24年の契約 男性	7.5%	21.0%	34.5%	46.5%	46.5%	46.5%	46.5%
		経過24年の契約 女性	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%	28.5%
	2007年4月2日以降	経過15年の契約 男性	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
		経過15年の契約 女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
	2013年4月1日以前	経過18年の契約 男性	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
		経過18年の契約 女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
	2013年4月2日以降	経過9年の契約 男性	14.0%	14.0%	28.0%	42.0%	70.0%	70.0%	70.0%
		経過9年の契約 女性	7.0%	7.0%	7.0%	14.0%	21.0%	28.0%	28.0%
	2018年8月1日以前	経過12年の契約 男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
		経過12年の契約 女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
	2018年8月2日以降	経過6年の契約 男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		経過6年の契約 女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日以前	経過21年の契約 男性	13.5%	27.0%	37.5%	46.5%	40.5%	40.5%	40.5%
		経過21年の契約 女性	13.5%	21.0%	31.5%	31.5%	34.5%	25.5%	25.5%
	2007年4月2日以降	経過15年の契約 男性	12.0%	12.0%	18.0%	21.0%	30.0%	24.0%	24.0%
		経過15年の契約 女性	12.0%	12.0%	12.0%	15.0%	15.0%	9.0%	9.0%
	2013年4月1日以前	経過18年の契約 男性	12.0%	12.0%	18.0%	21.0%	30.0%	24.0%	24.0%
		経過18年の契約 女性	12.0%	12.0%	12.0%	15.0%	15.0%	9.0%	9.0%
	2013年4月2日以降	経過12年の契約 男性	4.0%	4.0%	8.0%	10.0%	16.0%	16.0%	16.0%
		経過12年の契約 女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	4.0%	6.0%	6.0%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日以前	経過21年の契約 男性	-	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%	20.25%
		経過21年の契約 女性	-	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%	11.25%
		経過24年の契約 男性	-	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%	20.25%
		経過24年の契約 女性	-	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%	11.25%
	2007年4月2日以降	経過15年の契約 男性	-	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
		経過15年の契約 女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
	2013年4月1日以前	経過18年の契約 男性	-	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
		経過18年の契約 女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
	2013年4月2日以降	経過12年の契約 男性	-	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%	8.00%
		経過12年の契約 女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
生活障害収入保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	8.0%	8.0%	11.0%	12.0%	4.0%	8.0%	8.0%
		経過6年の契約 女性	8.0%	8.0%	9.0%	11.0%	15.0%	20.0%	20.0%
		経過9年の契約 男性	32.0%	32.0%	44.0%	48.0%	16.0%	32.0%	32.0%
		経過9年の契約 女性	32.0%	32.0%	36.0%	44.0%	60.0%	80.0%	80.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	3.0%	3.0%	12.0%	16.0%	21.0%	23.0%	23.0%
		経過6年の契約 女性	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	20.0%	12.0%	12.0%
		経過9年の契約 男性	12.0%	12.0%	48.0%	64.0%	84.0%	92.0%	92.0%
		経過9年の契約 女性	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	48.0%	48.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算し、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとし、ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が6年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日からの経過年数が1年未満の日に転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2025年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過21年 の契約	男性	357	378	420	462	462	273	273
			女性	546	609	504	357	189	0	0
		経過24年 の契約	男性	357	378	420	462	462	273	273
			女性	546	609	504	357	189	0	0
	2007年4月2日 以降	経過18年 の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	399	609	567	399	378	0	0
疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過21年 の契約	男性	651	441	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過24年 の契約	男性	651	441	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日 以降	経過18年 の契約	男性	378	420	441	0	0	0	0
			女性	105	0	0	231	714	1,512	1,512
入院初期給付特約	経過24年 の契約	男性	420	210	0	0	0	0	0	
		女性	126	0	0	147	399	336	336	
入院治療重点保障特約	経過18年 の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0	
		女性	420	273	273	357	567	588	588	
	経過21年 の契約	男性	672	462	315	105	0	0	0	
		女性	357	252	336	399	672	588	588	
通院特約	経過24年 の契約	男性	357	546	1,176	1,932	4,851	6,552	6,552	
		女性	441	504	861	1,491	3,843	5,313	5,313	
通院特約(04)	経過18年 の契約	男性	483	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875	
		女性	609	588	777	1,386	3,234	6,384	6,384	
	経過21年 の契約	男性	462	714	1,491	2,436	5,922	7,875	7,875	
		女性	567	651	1,092	1,890	4,704	6,384	6,384	
入院保障充実特約	経過18年 の契約	男性	105	84	21	0	0	0	0	
		女性	42	0	0	21	63	84	84	
総合医療特約	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	749	1,928	1,781	1,988	2,237	1,154	3,530
			女性	626	560	560	1,715	1,550	2,474	3,431
		経過12年 の契約	男性	322	1,036	938	980	994	448	1,456
			女性	224	196	196	686	616	1,008	1,414
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	270	1,530	1,320	1,050	510	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	0	0	147	546	1,494	1,704	1,518
			女性	0	0	252	1,029	1,785	4,293	5,328
		経過12年 の契約	男性	0	0	98	364	868	1,008	644
			女性	0	0	168	686	1,190	2,534	3,192
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0	0	210	780	1,380	1,680	0
			女性	0	0	360	1,470	2,550	4,200	5,490
がん入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	0	0	0	189	588	741	561
			女性	0	0	0	231	546	999	768
		経過12年 の契約	男性	0	0	0	126	392	406	238
			女性	0	0	0	154	364	602	448
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0	0	0	270	840	540	0
			女性	0	0	0	330	780	1,050	720

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約) (例示) (続き)

(特約保険金額10万円について)

保険種類	対象契約		契約 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過12年 の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0	0	0	60	270	960	9,180
			女性	150	1,110	1,230	810	660	1,230	5,910

(保険料(年額)について)

保険種類	対象契約		契約 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				%	%	%	%	%	%	%
新先進医療・患者申出療養特約	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
			女性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
		経過12年 の契約	男性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
			女性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	2018年8月2日 以降 2021年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%
			女性	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%
	2021年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 次年度の契約当日の前日における保険料払込終了契約(特約が保険料払込免除となっている契約)、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が6年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。(ただし、3年ごと当日および直前の3年ごと当日からの経過年数が1年未満の日に転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型の配当率を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2025年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
9. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。

別表4

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約 定期保険特約(18)	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 12.5% 女性 7.5%	35.0% 20.0%	57.5% 37.5%	77.5% 42.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 10.0% 女性 5.0%	10.0% 5.0%	20.0% 5.0%	30.0% 10.0%	50.0% 15.0%	50.0% 20.0%	50.0% 20.0%
	2013年4月2日 以降 2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性 18.0% 女性 9.0%	18.0% 9.0%	36.0% 9.0%	54.0% 18.0%	90.0% 27.0%	90.0% 36.0%	90.0% 36.0%
	2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 0.0% 女性 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 22.5% 女性 22.5%	45.0% 35.0%	62.5% 52.5%	77.5% 52.5%	67.5% 57.5%	67.5% 42.5%	67.5% 42.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 20.0% 女性 20.0%	20.0% 20.0%	30.0% 20.0%	35.0% 25.0%	50.0% 25.0%	40.0% 15.0%	40.0% 15.0%
	2013年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性 10.0% 女性 5.0%	10.0% 5.0%	20.0% 5.0%	25.0% 10.0%	40.0% 10.0%	40.0% 15.0%	40.0% 15.0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 - 女性 -	17.50% 7.50%	28.75% 13.75%	33.75% 13.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過25年 の契約	男性 - 女性 -	17.50% 7.50%	28.75% 13.75%	33.75% 13.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%
	2013年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性 - 女性 -	10.00% 0.00%	10.00% 0.00%	15.00% 0.00%	20.00% 0.00%	20.00% 5.00%	20.00% 5.00%
生活障害収入保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 40.0% 女性 40.0%	40.0% 40.0%	55.0% 45.0%	60.0% 55.0%	20.0% 75.0%	40.0% 100.0%	40.0% 100.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 15.0% 女性 25.0%	15.0% 25.0%	60.0% 0.0%	80.0% 0.0%	105.0% 100.0%	115.0% 60.0%	115.0% 60.0%

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (定期保険特約等) (例示) (続き)

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料(年額)の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度(保険料の高額割引制度を含みます。)が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度(保障見直し制度を含みます。)で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算し、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の(第1)被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約(配偶者型)については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日からの経過年数が1年未満の日に転換により消滅する契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2025年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約等）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
新災害入院特約(87)		経過30年の契約	男性	630	665	735	735	455	455	455
			女性	945	805	560	315	0	0	0
災害入院特約(01) 子ども災害入院特約(01)	2007年4月1日以前	経過20年の契約	男性	595	630	700	770	770	455	455
			女性	910	1,015	840	595	315	0	0
	2007年4月2日以降	経過25年の契約	男性	595	665	735	770	455	455	455
			女性	1,015	945	665	630	0	0	0
新疾病医療特約(87)		経過30年の契約	男性	665	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) 子ども疾病医療特約(01)	2007年4月1日以前	経過20年の契約	男性	1,085	735	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日以降	経過25年の契約	男性	980	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
入院初期給付特約		経過20年の契約	男性	665	735	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	595	2,100	2,520	2,520
入院治療重点保障特約 子ども入院治療重点保障特約		経過25年の契約	男性	560	210	0	0	0	0	0
			女性	0	0	175	490	560	560	560
通院特約 子ども通院特約		経過20年の契約	男性	1,120	770	525	175	0	0	0
			女性	595	420	560	665	1,120	980	980
通院特約(04) 子ども通院特約(04)		経過25年の契約	男性	665	1,400	2,415	5,460	10,920	10,920	10,920
			女性	770	1,015	1,820	4,340	8,855	8,855	8,855
入院保障充実特約 子ども入院保障充実特約		経過20年の契約	男性	770	1,190	2,485	4,060	9,870	13,125	13,125
			女性	945	1,085	1,820	3,150	7,840	10,640	10,640
総合医療特約 子ども総合医療特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険	2018年8月1日以前	経過20年の契約	男性	175	70	0	0	0	0	0
			女性	35	0	35	70	175	140	140
成人病入院特約(09)	2018年8月1日以前	経過10年の契約	男性	1,421	4,046	3,703	4,018	4,333	2,114	6,650
			女性	1,106	980	980	3,185	2,870	4,634	6,461
	2018年8月2日以降	経過15年の契約	男性	1,575	2,765	2,170	2,695	1,505	3,640	3,640
			女性	805	490	1,225	1,575	1,995	3,535	3,535
がん入院特約(09)	2018年8月1日以前	経過10年の契約	男性	441	2,499	2,156	1,715	833	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日以降	経過10年の契約	男性	0	0	343	1,274	3,262	3,752	2,898
			女性	0	0	588	2,401	4,165	9,443	11,802
限定告知型医療特約	2018年8月1日以前	経過15年の契約	男性	0	0	525	1,330	2,870	1,610	1,610
			女性	0	0	945	2,450	4,690	7,980	7,980
	2018年8月2日以降	経過10年の契約	男性	0	0	343	1,274	2,254	2,744	0
			女性	0	0	588	2,401	4,165	6,860	8,967
限定告知型入院保障充実特約	2018年8月1日以前	経過10年の契約	男性	0	0	0	441	1,372	1,575	1,071
			女性	0	0	0	539	1,274	2,219	1,680
	2018年8月2日以降	経過15年の契約	男性	0	0	0	665	1,260	595	595
			女性	0	0	280	560	1,260	1,120	1,120
限定告知型通院特約	2007年4月1日以前	経過10年の契約	男性	0	0	0	441	1,372	882	0
			女性	0	0	0	539	1,274	1,715	1,176
	2007年4月2日以降	経過20年の契約	男性	-	-	-	-	27,055	39,060	59,360
			女性	-	-	-	-	22,820	34,615	49,560
限定告知型医療特約	2007年4月2日以降	経過10年の契約	男性	-	-	-	-	28,980	34,020	49,959
			女性	-	-	-	-	26,019	29,862	46,935
	2018年8月1日以前	経過15年の契約	男性	-	-	-	-	16,590	21,280	44,310
			女性	-	-	-	-	14,595	20,265	38,010
2018年8月2日以降	経過10年の契約	男性	-	0	0	0	0	0	0	
		女性	-	0	0	0	0	0	0	
限定告知型入院保障充実特約	2018年8月1日以前	経過10年の契約	男性	-	-	-	-	0	0	0
			女性	-	-	-	-	0	0	693
	2018年8月2日以降	経過15年の契約	男性	-	-	-	-	0	0	420
			女性	-	-	-	-	0	0	595
限定告知型通院特約	2007年4月1日以前	経過10年の契約	男性	-	0	0	0	0	0	0
			女性	-	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日以降	経過20年の契約	男性	-	-	-	-	28,385	47,740	57,575
			女性	-	-	-	-	22,715	39,060	47,810
2007年4月2日以降	経過20年の契約	男性	-	-	-	-	21,385	37,065	45,115	
		女性	-	-	-	-	17,115	30,345	37,660	

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約等) (例示) (続き)

(特約保険金額10万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	
がん診断特約	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性	0	0	0	84	378	1,344	12,852
			女性	210	1,554	1,722	1,134	924	1,722	8,274

(保険料 (年額) について)

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				%	%	%	%	%	%	
新先進医療・患者申出療養特約	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性	225.0%	225.0%	225.0%	225.0%	225.0%	225.0%	225.0%
			女性	225.0%	225.0%	225.0%	225.0%	225.0%	225.0%	225.0%
	2018年8月2日 以降 2021年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性	372.6%	372.6%	372.6%	372.6%	372.6%	372.6%	372.6%
			女性	372.6%	372.6%	372.6%	372.6%	372.6%	372.6%	372.6%
	2021年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後契約に付加された新先進医療・患者申出療養特約および更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日からの経過年数が1年未満の日に転換により消滅する契約は除きます。) この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約および子ども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、子ども通院特約、通院特約(04)、子ども通院特約(04)および限定告知型通院特約は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、子ども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型の配当率を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2025年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
9. 保険料 (年額) とは、払込方法 (回数) に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到達 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
毎期精算配当付自由保険	1969年5月以前の契約	男性	-	-	-	-	-	15,970	40,480
		女性	-	-	-	-	-	19,490	49,300
定期付養老保険	1969年6月以降	男性	-	-	-	-	4,930	13,750	38,630
生存給付金付終身保険・終身保険	1974年4月以前の契約	女性	-	-	-	-	5,970	17,270	47,450
通増年金収入保障保険	1974年5月以降	男性	-	-	-	-	2,250	6,730	20,200
定期保険・新生生存給付金付定期保険特約	1976年3月1日以前の契約	女性	-	-	-	-	3,290	10,250	29,020
連生終身保険・定期保険特約	1976年3月2日以降	男性	-	-	-	1,250	2,250	6,730	20,200
家族定期保険特約(配偶者型)	1981年4月1日以前の契約	女性	-	-	-	1,090	1,700	5,780	17,060
家族定期保険特約(子型)	1981年4月2日以降	男性	-	-	-	760	1,600	5,090	16,740
増加養老保険・増加養老保険特約	1985年4月1日以前の契約	女性	-	-	-	580	830	3,110	10,560
増加終身保険・増加生存保険	1985年4月2日以降	男性	-	-	140	450	1,570	4,060	13,560
養老保険特約・終身保険特約	1990年4月1日以前の契約	女性	-	-	210	360	480	1,860	7,520
保険料特別払込定期保険特約	1990年4月2日以降	男性	-	-	130	390	1,400	3,220	9,770
生存給付金付定期保険特約	1996年4月1日以前の契約	女性	-	-	200	230	350	1,330	5,910
連生定期保険特約	1996年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約 男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
連生保険料特別払込定期保険特約		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280
増加連生終身保険・増加連生生存保険		配当回数4回以降 9回目以内 男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
連生終身保険特約・通減定期保険特約		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280
連生通減定期保険特約・収入保障特約	配当回数3回目以内	男性	50	500	220	280	770	3,220	8,500
保険料特別払込通減定期保険特約		女性	40	70	130	190	430	1,210	4,280
定期保険集団扱特約付定期保険	2007年4月2日以降 2018年5月31日以前 の満年齢方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約 男性	-	-	-	-	680	1,350	5,620
一時払退職後終身保険		女性	-	-	-	-	190	320	1,460
一時払退職後終身保険定期保険特約		男性	-	-	-	-	680	1,350	5,620
個人年金保険・新個人年金保険	2018年6月1日以降の 満年齢方式の契約	女性	-	-	-	-	190	320	1,460
		男性	-	-	-	-	0	0	0
		女性	-	-	-	-	0	0	0
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	1994年4月1日以前の契約	男性	-	-	-	-	640	2,150	6,470
		女性	-	-	-	-	160	1,210	5,350
	1994年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性	-	-	-	70	470	1,310	2,680
		女性	-	-	-	0	100	680	3,740
1996年4月2日以降の契約	男性	-	-	0	70	140	1,310	1,410	
	女性	-	-	0	0	100	560	2,110	
祝金付特別終身保険	1976年3月2日以降の契約	男性	-	-	-	-	-	-	20,200
		女性	-	-	-	-	-	-	17,060
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	-	240	150	340	1,040	2,210	7,750
		女性	-	40	140	130	390	1,050	3,720
	配当回数4回以降 9回目以内	男性	-	240	150	340	1,040	2,210	7,750
		女性	-	40	140	130	430	1,280	4,070
配当回数3回目以内	男性	-	240	160	350	1,040	2,210	7,750	
	女性	-	60	160	240	630	1,280	4,070	
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	-	250	150	300	910	2,060	6,860
		女性	-	50	110	120	240	1,020	3,150
	配当回数4回以降 9回目以内	男性	-	250	150	300	910	2,060	6,860
		女性	-	50	110	120	250	1,040	3,420
配当回数3回目以内	男性	-	250	160	310	910	2,060	6,860	
	女性	-	60	130	200	450	1,040	3,420	
介護収入保障特約		男性	-	500	100	290	870	3,610	9,320
新介護収入保障特約		女性	-	70	70	170	370	1,300	5,090

死差益配当率表(例示) (続き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約ならびに1985年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生通減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 1996年4月2日以降1999年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険の1987年3月以前の契約については、1981年4月2日以降1985年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険(有期型)または変額保険(終身型)の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)または新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の定額払済年金保険および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険については、契約時期、定額払済年金保険への変更時期、定額年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、1995年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険(配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。)および1998年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)ならびに最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
		円	円
毎期精算配当付自由保険	1974年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	1,650 2,650	— —
	1974年5月以降 1981年4月1日以前	1,650	—
	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
定期付養老保険	1970年11月9日以前	1,650	1,600
	1970年11月10日以降 1981年4月1日以前	1,650	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	1981年4月1日以前	1,900	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
終身保険	1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険	1981年 4 月 1 日以前	円 -	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
定期保険集団扱特約付定期保険		-	0
連生終身保険	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障終身保険	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険		-	0
重度慢性疾患保障保険		-	0
変額保険 (有期型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
変額保険 (終身型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
個人年金保険		-	1,000
新個人年金保険	1990年 4 月 1 日以前	-	600
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	250
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0
個人年金保険(93)	1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	1981年 4 月 1 日以前	円 -	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
家族定期保険特約 (配偶者型) 家族定期保険特約 (子型)	1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
養老保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
終身保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
生存給付金付定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	50	200
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	0
	1999年 4 月 2 日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生終身保険特約	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
通減定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生通減定期保険特約		-	0
特定疾病保障終身保険特約	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険特約		-	0
重度慢性疾患保障保険特約		-	0
収入保障特約		-	0
介護収入保障特約		-	0
新介護収入保障特約		-	0

費差益配当率表 (続き)

2. 保険料払済後

1981年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
1981年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約（更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ）については、次の金額を加算します。

- (1) 契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円
- (2) 契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

- (注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。
2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)、新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

別表8

災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金額 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	1983年4月1日以前	円 200	円 350
	1983年4月2日以降 1990年4月1日以前	100	150
	1990年4月2日以降 2001年4月1日以前	50	50
	2001年4月2日以降	0	0
災害保障特約	1976年3月1日以前	1,280	1,650
	1976年3月2日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
家族災害保障特約	1976年3月1日以前	1,490	—
	1976年3月2日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	1983年4月1日以前	200	350
	1983年4月2日以降 1990年4月1日以前	100	150
	1990年4月2日以降 2001年4月1日以前	50	50
	2001年4月2日以降	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
手術給付金付疾病入院保障特約	円 0	円 0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	-	0
女性疾病医療特約(01)	-	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	-	0

(入院給付日額 1,500円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500

(特約給付金額 1万円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
傷害損傷特約	円 0	円 0
傷害損傷特約(04)	0	0
がん薬物治療特約	0	0

(特約保険金額 10万円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
がん診断継続保障特約	円 0	円 0
特定3疾病継続保障特約	0	0
がん診断継続保障特約(24)	0	0

(1件について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
先進医療・患者申出療養特約	円 0	円 0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到達 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新疾病医療特約(87)		男性	-	-	760	580	0	0	0
		女性	-	-	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2001年4月1日以前	男性	-	-	780	600	0	0	0
		女性	-	-	0	0	0	0	0
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	-	300	280	100	0	0	0
		女性	-	100	0	0	0	0	0
	2007年4月2日以降	男性	-	160	180	210	0	0	0
		女性	-	80	0	0	110	270	740
通院特約 こども通院特約	2001年4月1日以前	男性	-	-	220	410	770	1,550	3,020
		女性	-	-	260	320	610	1,280	2,490
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	-	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	-	230	210	270	510	1,130	2,340
	2007年4月2日以降	男性	-	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	-	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	2007年4月1日以前	男性	-	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	-	310	270	350	640	1,400	2,840
	2007年4月2日以降	男性	-	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	-	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約	男性	-	-	180	70	0	0	0	
	女性	-	-	0	0	50	120	170	
入院治療重点保障特約	2007年4月1日以前	男性	-	310	300	190	110	0	0
		女性	-	210	140	130	160	250	300
	2007年4月2日以降	男性	-	310	300	190	110	0	0
		女性	-	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約	男性	-	50	50	10	0	0	0	
	女性	-	20	0	0	10	30	40	
総合医療特約 こども総合医療特約	2018年8月1日以前	男性	210	350	570	410	560	340	790
		女性	100	190	100	290	290	430	710
	2018年8月2日以降	男性	110	220	400	240	230	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	-	0	0	110	280	620	360
		女性	-	0	0	240	520	970	1,640
	2018年8月2日以降	男性	-	0	0	110	280	430	0
		女性	-	0	0	190	520	750	1,320
がん入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	140	270	130
		女性	0	0	0	60	120	270	200
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	140	220	0
		女性	0	0	0	60	120	270	150

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,500円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87)		男性	—	—	450	450	450	450	450
		女性	—	—	630	630	630	630	630
災害入院特約(01) 子ども災害入院特約(01)	2001年4月1日以前	男性	—	—	450	450	450	450	450
		女性	—	—	630	630	630	630	630
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	—	225	225	225	225	225	225
		女性	—	180	180	180	180	180	180
	2007年4月2日以降	男性	—	225	225	255	285	300	225
		女性	—	210	315	285	210	240	0

(特約保険金額 10万円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	男性	0	0	0	0	50	110	750
		女性	0	110	390	220	130	240	540
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

(1件について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新先進医療・患者申出療養特約	2018年8月1日以前	男性	540	540	540	540	540	540	540
		女性	540	540	540	540	540	540	540
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	男性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
		女性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 通院特約、子ども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)および子ども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
2. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
3. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型の配当率を記載しています。
4. 2025年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の災害・疾病特約配当率についても記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険 事業継続支援団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで
団体3大疾病保障保険	団体の被保険者数に応じて、10%から60%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
4. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則(高度障害保険金不担保特約・3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約)が付加されている契約の死亡・3大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
5. 団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
6. 同一団体において団体信用生命保険契約と事業継続支援団体生命保険契約を締結する場合の特則を適用した契約については、団体信用生命保険契約の被保険団体と事業継続支援団体生命保険契約の被保険団体を同一の被保険団体として割り当てます。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.09% 上記以外は、0%
拠出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.54% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.04% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と新企業年金保険または拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険および新企業年金保険(02)については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	死亡保険金について0円 被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について 550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

第3号議案

取締役12名選任の件

本総代会終結の時をもって、現任の取締役（11名）全員が任期満了により退任いたします。つきましては、本総代会におきまして、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	<p>橋 本 雅 博 (1956年2月21日生)</p> <p><再任></p>	<p>1979年4月 当社入社 2006年4月 執行役員 2007年7月 常務取締役嘱常務執行役員 2011年7月 取締役 常務執行役員 2012年4月 代表取締役 専務執行役員 2014年4月 代表取締役社長 社長執行役員 2015年7月 取締役 代表執行役社長 2021年4月 取締役会長 代表執行役（現任）</p> <p>[指名委員、報酬委員]</p>
1	<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>橋本雅博氏は、2014年から当社の代表取締役社長、2015年からは取締役 代表執行役社長として、「スミセイ中期経営計画2016」および「スミセイ中期経営計画2019」を着実に推進し、ブランド戦略の進化を図り、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の向上に取り組む一方、マルチチャネルや海外事業といった分野に経営資源を振り向け、新たな成長戦略の構築を図ってまいりました。また、着実な運用収益の向上を通じた財務基盤の強化に取り組むとともに、成長戦略を支える人財の更なる能力発揮やグループベースの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化を進めてまいりました。2021年に取締役会長代表執行役に就任し、取締役会の議長として、取締役会における意思決定や、執行役等の職務執行に関する監督を行っております。</p> <p>同氏の経営者としての豊富な実績と経験から、取締役会における経営方針の決定や経営の監督機能の発揮に適切な人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	たか だ ゆき のり 高 田 幸 徳 (1964年9月3日生) <再任>	1988年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2018年4月 上席執行役員 2018年10月 執行役常務 2021年4月 代表執行役社長 2021年7月 取締役 代表執行役社長 (現任) [指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 一般社団法人生命保険協会 会長 (2026年7月17日退任予定)
3	ゆ り たつ や 百 合 達 哉 (1964年6月18日生) <再任>	1988年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2019年4月 上席執行役員 2019年7月 常務執行役員 2020年4月 執行役常務 2023年4月 執行役専務 2023年7月 取締役 (現任) [常勤監査委員]

《取締役候補者指名の理由》
 高田幸徳氏は、2021年に取締役 代表執行役社長に就任し、「スミセイ中期経営計画2022」および「スミセイ中期経営計画2025」に掲げる諸目標の達成に取り組むとともに、「住友生命グループVision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向けた取組みを着実に推進してまいりました。“住友生命「Vitality」”を中核とした商品・サービスの高度化や、非保険領域を含むサービス展開を進めるとともに、デジタルとデータを活用した顧客体験価値の向上に取り組ましました。また、資産運用の高度化や海外事業の拡充を通じ、収益基盤の安定化と成長性の確保を進めてまいりました。これらの取組みを確実に推進するため、「デジタル&データ」の活用と「人財共育」に注力し、業務の高度化・効率化および職員一人ひとりの自律的成長と組織力の向上に取り組んでおります。
 同氏の経営全般にわたる深い見識をもとに、取締役会における経営方針等の決定や監督を通じて、「住友生命グループ中期経営計画2028」および「スミセイ中期経営計画2028」に掲げる種々の取組みを確実に遂行するため、昨年引き続き取締役候補者としております。

《取締役候補者指名の理由》
 百合達哉氏は、不動産部門、情報システム部門、事務サービス部門、内部監査部等において豊富な業務経験を有しております。情報システム部門においては、成長戦略や経営インフラを支える情報システムの企画・調整に取り組む、事務サービス部門においては、お客さまのご期待を上回る高品質なサービスを提供できる体制整備等に精力的に取り組ましました。2017年以降、内部監査部長あるいは内部監査部の担当役員として、業務の健全性・適切性を確保することによる効果的な経営目標の実現に向けて取り組んでまいりました。2020年からは財務部、不動産部門、関連事業部門の担当執行役として、各部門の諸課題に注力しましたが、2021年に財務部、関連事業部門に替え、総務部、人事部の担当となり、コーポレートガバナンスの高度化やダイバーシティの推進、人財の育成と適正配置等に取り組ましました。2023年7月に取締役に就任すると同時に常勤監査委員に就任し、以降、執行役および取締役の職務の執行の監査等に取り組んでおります。
 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営の監督機能の発揮や、内部統制システムの整備等を通じた内部管理態勢の強化のために適切な人材と判断し、昨年引き続き取締役候補者としております。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	たか おのぶ じ 高 尾 延 治 (1966年7月11日生) <新任>	1989年4月 当社入社 2020年4月 執行役員 2022年4月 上席執行役員 2023年4月 執行役常務 2026年4月 執行役専務(現任) [調査広報部、経理部] 担当 [企画部、主計部] 副担当
<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>高尾延治氏は、保険の販売企画部門における業務経験が豊富であり、営業職員による保険販売に関する企画・推進はもとより、損害保険事業の立ち上げや代理店による保険販売の推進などに取り組んでまいりました。支社長、メディケア生命保険株式会社社長を歴任の後、企画部長として全社経営戦略に関する企画・推進に取り組みました。その後、生命保険子会社等の経営戦略などを担当するとともに、グループ・サステナビリティオフィサーとしてそのミッションに取り組んだ実績もございます。また、生命保険協会を通じた業界横断的な課題対応、商品・サービスの開発、コンプライアンス推進体制の強化に取り組むなど、幅広く担当してまいりました。現在は、調査広報部、経理部の担当、企画部、主計部の副担当として、収益・財務基盤の強化と戦略推進等に取り組んでおります。</p> <p>同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮に相応しい人材と判断し、取締役候補者としております。</p>		
5	てら さき けい すけ 寺 崎 啓 介 (1966年4月21日生) <新任>	1989年4月 当社入社 2020年4月 執行役員 2022年4月 上席執行役員 2023年4月 常務執行役員 2024年4月 執行役常務 2026年4月 執行役専務(現任) [リスク管理統括部、運用審査部、運用管理部] 担当 [コンプライアンス統括部] 副担当
<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>寺崎啓介氏は、保険の販売企画部門における業務経験が豊富であり、営業職員による保険販売に関する企画・推進はもとより、損害保険事業の立ち上げ、紹介を主軸に置いた販売チャネルの企画・推進、メディケア生命保険株式会社の設立を準備しその初代社長として事業を軌道に乗せるなど、幅広く取り組んでまいりました。支社長、経理部長、事業企画部長といった要職を歴任の後、執行役員に就任し、代理店事業部の副担当として、生命保険子会社や保険ショップ等の経営戦略や業務執行等を担当しました。その後、内部監査部長あるいは同部の担当役員として、内部監査態勢の整備・確立に向け、その職務に邁進してまいりました。2024年以降、内部監査部に加え運用審査部および運用管理部を担当してまいりましたが、2025年に内部監査部に替えリスク管理統括部の担当となり、コンプライアンス統括部の副担当役員も兼務しております。</p> <p>同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮に相応しい人材と判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	<p>かた やま と し こ 片 山 登 志 子 (1953年6月3日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1977年 8 月 大阪家庭裁判所裁判所事務官 1980年 4 月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官 1988年 4 月 弁護士登録 1993年 4 月 片山登志子法律事務所開設 2005年 7 月 片山・黒木・平泉法律事務所（現 片山・平泉・栞座法律事務所）開設（現在） 2005年12月 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長（現任） 2018年 7 月 当社社外取締役（現任） [監査委員] (重要な兼職の状況) 片山・平泉・栞座法律事務所 パートナー 近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>> 片山登志子氏は、消費者問題および法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、8年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
7	<p>しろ かわ とう こ 白 河 桃 子 (1961年4月25日生)</p> <p>(戸籍上の氏名) こ ばやし み き (小 林 美 紀)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1984年4月 住友商事株式会社入社 1988年10月 First Boston (Japan) Ltd. Tokyo入社 1989年7月 Lehman Brothers Co.Ltd. Tokyo入社 1993年10月 Decision Japan Co.Ltd. Tokyo入社 1998年2月 インドネシアに転住。同国在留中、執筆活動を継続 2002年4月 帰国後、白河桃子名義で本格的にフリーの著述活動、 講演活動等開始(現在) 2013年4月 相模女子大学客員教授 2017年12月 国立大学法人東京大学大学院情報学環客員研究員 2018年4月 昭和女子大学総合教育センター客員教授 2020年4月 相模女子大学大学院特任教授 2021年4月 iU情報経営イノベーション専門職大学超客員教授 2022年7月 当社社外取締役(現任) 2025年4月 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構客員教授 (現任) 2025年4月 iU情報経営イノベーション専門職大学特任教授 (現任) 2025年4月 千里金蘭大学客員教授</p> <p>[指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) iU情報経営イノベーション専門職大学 特任教授 株式会社ジョイフル本田 社外取締役 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>> 白河桃子氏は、ダイバーシティ、働き方改革、女性やミドル人材活躍推進等の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、ジャーナリスト、作家、教育者、公的な諸会議の委員として長年にわたりダイバーシティ等に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、4年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
8	<p style="text-align: center;">いし い しげる 石 井 茂 (1954年7月31日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1978年4月 山一証券株式会社入社 1998年6月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)入社 2001年4月 ソニー銀行株式会社代表取締役社長 2004年4月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社)取締役 2015年6月 同社代表取締役副社長 2015年6月 ソニー生命保険株式会社取締役 2015年6月 ソニー損害保険株式会社取締役 2015年6月 ソニー銀行株式会社取締役 2016年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社) 代表取締役社長 2018年6月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)常務 2018年7月 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社代表 取締役社長 2020年6月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)社友 (現任) 2023年7月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[指名委員、報酬委員]</p> <p>(重要な兼職の状況) ソニーグループ株式会社 社友 株式会社横浜銀行 取締役(非業務執行) 株式会社横浜フィナンシャルグループ 社外取締役</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>> 石井茂氏は、生命保険・損害保険・銀行を中心とした金融グループであるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社)の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、3年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
9	<p style="text-align: center;">こ ばやし みつ よし 小 林 充 佳 (1957年11月3日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1982年 4 月 日本電信電話公社入社 2010年 6 月 西日本電信電話株式会社 (現 NTT西日本株式会社) 取締役 2012年 6 月 日本電信電話株式会社 (現 NTT株式会社) 取締役 2014年 6 月 同社常務取締役 2018年 6 月 西日本電信電話株式会社 (現 NTT西日本株式会社) 代表取締役社長 2021年 6 月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2022年 6 月 同社相談役 (現任) 2023年 7 月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>[監査委員] (重要な兼職の状況) NTT西日本株式会社 相談役 阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 セーレン株式会社 社外取締役 関西テレビ放送株式会社 社外取締役</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>> 小林充佳氏は、電気通信事業者である西日本電信電話株式会社（現 NTT西日本株式会社）の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、3年です。</p> <p>なお、当社は、同氏が2022年6月まで代表取締役社長を務めていた西日本電信電話株式会社（現 NTT西日本株式会社）との取引がございましたが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に対する取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
10	<p style="text-align: center;">かとう たけし 加藤 毅 (1964年6月19日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <新任></p>	<p>1988年4月 日本銀行入行 2011年7月 同行長崎支店長 2012年10月 同行米州統括役兼ニューヨーク事務所長 2014年6月 同行総務人事局審議役 2016年6月 同行システム情報局長 2017年3月 同行企画局長 2020年7月 同行名古屋支店長 2021年4月 同行理事 2025年5月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 (現 株式会社NTTデータ経営研究所) 顧問 2025年6月 同社取締役会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>> 加藤毅氏は、日本銀行の理事・局長等経験者、金融・経済の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は日本銀行理事の経験を有し、株式会社NTTデータ経営研究所で取締役会長を務めるなど、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
11	も ぎ てつ や 茂 木 哲 也 (1967年9月30日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <新任>	1990年10月 太田昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入社 1993年 3月 公認会計士登録 2002年 5月 新日本監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）社員（パートナー） 2016年 2月 新日本有限責任監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）経営専務理事 意見審査本部長 2022年 6月 E Y新日本有限責任監査法人 退社 2022年 7月 日本公認会計士協会会長 2025年 7月 同協会相談役（現任） 2025年 7月 茂木公認会計士事務所開設（現在） 2025年 9月 国立大学法人東京芸術大学監事（現任） 2026年 4月 早稲田大学商学学術院大学院会計研究科教授（現任） (重要な兼職の状況) 日本公認会計士協会 相談役 早稲田大学商学学術院大学院会計研究科 教授 三菱商事株式会社 社外取締役（監査等委員）（2026年6月19日就任予定）
<<取締役候補者指名の理由>> 茂木哲也氏は、企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、日本公認会計士協会の会長あるいは大手監査法人の経営専務理事として経営に関与した経験を持ち、また、長年にわたり企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
12	さだ ひろ さい こ 貞 広 齋 子 (1967年10月6日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <新任>	1998年11月 日本学術振興会特別研究員 (研究受入機関：京都大学) 2003年4月 千葉大学教育学部講師 2004年4月 国立大学法人千葉大学教育学部講師 2005年1月 同大学教育学部助教授 2007年4月 同大学教育学部准教授 2014年4月 同大学教育学部教授 2024年4月 同大学副学長 (現任) 2026年4月 同大学大学院教育学研究院教授 (現任) (重要な兼職の状況) 国立大学法人千葉大学 副学長・大学院教育学研究院 教授
	《取締役候補者指名の理由》 貞広齋子氏は、人財の教育・育成分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、人財の教育・育成に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、副学長として国立大学法人の経営に関与した経験を持ち、また、長年にわたり大学の教育学部において将来を担う人財の教育・育成に携わり、中央教育審議会副会長、日本教育行政学会会長などの要職を歴任するなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。	

- (注) 1. 「略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況」は、2026年5月13日現在の状況です。
2. 小林充佳氏が取締役を務めていた西日本電信電話株式会社 (現NTT西日本株式会社、以下「NTT西日本」という) は、同氏の取締役在任期間を含む期間において、NTT西日本の一部業務を子会社である株式会社NTTマーケティングアクトProCX (以下「ProCX」という) に委託していたところ、ProCXが当該委託業務を実施するに当たり利用していたシステムを提供するNTTビジネスソリューションズ株式会社の元派遣社員が、NTT西日本の顧客データを不正に持ち出し第三者へ流出させる事案が発生していたことについて、2024年2月、総務省より委託先の適切な監督について指導を受けました。
3. 当社は、片山登志子氏、白河桃子氏、石井茂氏および小林充佳氏との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しており、4氏が原案どおり社外取締役に選任された場合は、当該責任限定契約は引き続き効力を有します。
 また、加藤毅氏、茂木哲也氏および貞広齋子氏が原案どおり社外取締役に選任された場合には、3氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
 なお、当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。
 ・保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。
4. 当社は、保険業法第53条の38の規定において準用する会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為 (不作為を含む) に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
5. 常務に従事する取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。

6. 社外取締役候補者の選出にあたっては、その独立性に関し、取締役会で定める「社外取締役の独立性に関する基準」に基づいて確認しております。なお、同基準を満たす候補者について、「独立役員」と表記しております。

7. 本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会議長ならびに委員会の構成および委員長については、以下を予定しております。

取締役会議長：橋本雅博

指名委員会：石井茂（委員長）、白河桃子、加藤毅、橋本雅博、高田幸徳

監査委員会：片山登志子（委員長）、小林充佳、茂木哲也、貞広齋子、百合達哉

報酬委員会：石井茂（委員長）、白河桃子、加藤毅、橋本雅博、高田幸徳

《ご参考》

「当社の取締役会が備えるべきスキル等」に関する考え方と各取締役候補者の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス

1. 「当社の取締役会が備えるべきスキル等」に関する考え方

「経営戦略に照らし、取締役会が備えるべきスキル等」として、当社では、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」、「生命保険事業」の9項目を特定しております。

当社では指名委員会において、毎年、取締役会の構成や取締役に求められる知識・経験・能力等（以下、スキル）に関する審議を行っており、社外取締役については、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」に関する豊富な経験と深い知識を有する方々を選任し、その高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待しております。

また、生命保険事業を営む当社にとって、「生命保険事業」に関するスキルは業務執行の決定や執行役等の監督を適切に行うために重要かつ不可欠であり、当スキルにつきましては執行役として多様で豊富な職務の執行経験を有する社内取締役が主として担うものとしております。なお、この「生命保険事業」のスキルには、「商品・サービス」、「収益管理（保険計理、経理、事業費、資本政策含む）」、「コンサルティング（リテール営業（営業職員、マルチチャネル）、ホール営業含む）」、「資産運用」、「海外事業」、「人事（教育、人事政策含む）」、「コンプライアンス・リスク管理」、「グループガバナンス」といったスキルを含みます。

9項目のスキルのうち、「消費者志向」と「ダイバーシティ」については、特に多義的な概念ではありますが、当社は企業理念「経営の要旨」の第一条に生命保険事業を通じ社会公共の福祉に貢献することを掲げており、「消費者志向」は、お客さま、社会から信頼される公正で良質な事業活動を通じ、豊かで明るい健康長寿社会の実現を目指す当社のパーパス（存在意義）に深く関わる大切なスキルであります。

また、当社は、将来の環境変化を踏まえたサステナビリティ重要項目（マテリアリティ）への取り組み強化に向け、人財価値向上をはじめとした基盤強化を通じ、各事業が持続的に価値を創出していく姿を確立することを経営計画の基本方針に掲げ、当社グループの2030年時点のありたい姿を、「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」としております。当社の各事業が持続的に価値を創出していくためには、人的資本経営を基盤に、人とデジタル・AIの各々の強みを活かす最適な役割分担のもと、人財価値の発揮を最大化していく必要があります。このため多様な人財が活躍できる環境を整えそれを絶えず前進させていくスキルとしての「ダイバーシティ」は、当社にとって大変重要な意義を持つものであります。そして、多様なバックグラウンドを持つ取締役の存在は、多様な視点を生み、取締役会全体の判断能力の向上につながるものであることから、取締役会の構成につきましてもその多様性を念頭に置いて検討を続けてまいります。

2. 各取締役候補者の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス

氏名 ()内は年齢 年齢は2026年 7月2日時点。	当社における地位及び担当<注>		企業 経営	財務・ 会計	法務	金融・ 経済	消費 者志向	ダイ バー シテ ィ	デジ タル ・IT	国際 性	生命 保 険 事 業
橋本 雅博(70)	取締役会長 代表執行役	指名委員、報酬委員	○			○				○	○
高田 幸徳(61)	取締役代表 執行役社長	指名委員、報酬委員	○				○	○	○	○	○
百合 達哉(62)	取締役	常勤監査委員	○				○	○	○		○
高尾 延治(59)	取締役代表 執行役専務 (グループ・ サステナビ リティオフィ サー)	調査広報部、企画部、主計部、経理部	○	○	○						○
寺崎 啓介(60)	取締役 執行役専務	リスク管理統括部、運用審査部、運用管理部、 [コンプライアンス統括部 副担当]	○	○	○	○					○
片山登志子(73)	社外取締役	監査委員長			○		○	○			
白河 桃子(65)	社外取締役	指名委員、報酬委員					○	○		○	
石井 茂(71)	社外取締役	指名委員長、報酬委員長	○	○		○			○	○	
小林 充佳(68)	社外取締役	監査委員	○				○		○		
加藤 毅(62)	社外取締役	指名委員、報酬委員	○			○			○	○	
茂木 哲也(58)	社外取締役	監査委員	○	○						○	
貞広 斎子(58)	社外取締役	監査委員	○					○			

<注> 当社における地位及び担当は本議案が原案どおり承認可決された場合に予定している内容です。

社外取締役の独立性に関する基準

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役の独立性に留意していく観点から「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定める。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、本基準の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者（過去10年以内にそうであった者を含む）。ただし、過去10年以内において非業務執行取締役等であった場合は、その就任の前10年以内において業務執行者となったことがある者を含む。
2. 当社または当社の子会社の主要な取引先の業務執行者（過去5年以内にそうであった者を含む）。
※主要な取引先とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高（当社においては連結保険料等収入）に対する取引の金額が、双方いずれかにおいて2%以上である会社をいう。
3. 現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である者（直近3年間において、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある者を含む）。
4. 本人または所属する団体が、当社または当社の子会社から多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタント。
※多額の金銭その他の財産上の利益とは、直近3事業年度の平均で年額1000万円（社外役員としての報酬を除く）を超えるものをいう。
5. 以下に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等内の親族。
 - ・当社の役職員
 - ・上記2～4のいずれかに該当する者

以 上



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。